

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月3日

【会社名】 株式会社富士山マガジンサービス

【英訳名】 Fujisan Magazine Service Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西野 伸一郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番11号

【電話番号】 03-5459-7080（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理グループ長 佐藤 鉄平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番11号

【電話番号】 03-5459-7080（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理グループ長 佐藤 鉄平

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	112,625,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	343,970,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	71,285,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	50,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年6月3日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年6月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成27年6月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする26,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
5. 当社は、引受人に対し、上記発行数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社ニューブック	上限1,800株	取引関係強化のため
富士山マガジンサービス従業員持株会	上限1,200株	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【募集の方法】

平成27年6月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成27年6月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に依る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	50,000	112,625,000	60,950,000
計(総発行株式)	50,000	112,625,000	60,950,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年6月3日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,650円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は132,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成27年 6 月29日(月) 至 平成27年 7 月 2 日(木)	未定 (注) 4 .	平成27年 7 月 6 日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 6 月17日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 6 月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 6 月17日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 6 月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年 6 月 3 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年 6 月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成27年 7 月 7 日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成27年 6 月19日から平成27年 6 月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりますは、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年7月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
SMBCFREND証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計		50,000	

- (注) 1. 平成27年6月17日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年6月26日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
121,900,000	4,000,000	117,900,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,650円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額117,900千円については、「1. 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限65,582千円と合わせた、手取概算額合計上限183,482千円について、定期購読者獲得のための広告宣伝費として、平成27年12月期において138,790千円、平成28年12月期においてその残額を充当する予定であります。具体的には、各雑誌の誌面上での当社定期購読サービスに係る広告、定期購読申込特典の提供、定期購読申込キャンペーン等の定期購読者獲得のためのプロモーション実施に係る経費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年6月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	129,800	343,970,000	東京都渋谷区南平台町16番17号 カルチュア・エンタテインメント株式会社 64,200株 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号 トランス・コスモス株式会社 32,800株 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 32,800株
計(総売出株式)		129,800	343,970,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,650円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 . (注) 2 .	未定 (注) 2 .	自 平成27年 6月29日 (月) 至 平成27年 7月2日 (木)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びその 委託販売先 金融品取引業 者の本店並び に全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3 .

- (注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 . と同様であります。
- 2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 . 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年6月26日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	26,900	71,285,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 26,900株
計(総売出株式)		26,900	71,285,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,650円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1 .	自 平成27年 6月29日(月) 至 平成27年 7月2日(木)	100	未定 (注) 1 .	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所		

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である西野伸一郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年6月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式26,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 26,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2．
(4)	払込期日	平成27年8月5日（水）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年6月17日開催予定の取締役会において

決定される予定の「第1 募集事項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成27年6月26日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年7月7日から平成27年7月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるカルチュア・エンタテインメント株式会社及び貸株人である西野伸一郎並びに当社株主であるベンチャーユナイテッド株式会社、Fujisan.com, Inc.、合同会社581Wilcox Ave.、神谷アントニオ、相内遍理、高野剛、西川潔、株式会社大阪屋、岡村保男、佐藤鉄平は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年10月4日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年6月3日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(2) 裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(3) 表紙の次に「1．事業の概要」～「3．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真／図表等は、当社の概況等を要約／作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概要



当社グループは、当社及び非連結子会社1社（Fujisan Magazine Service USA, INC.）により構成されております。また、当社グループは、当社のその他の関係会社であるカルチャ・エンタテインメント株式会社及び同社の親会社であるカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループ」という。）に属しており、CCCグループにおいて、インターネットを活用した雑誌の定期購読サービスを提供しております。

当社は、創業当時において、米国では一般的であった雑誌の定期購読サービスが、日本ではほとんど普及していなかったことをビジネスチャンスと捉え、平成14年7月に雑誌の定期購読サービスの提供を専門に行う会社として創業いたしました。平成14年12月には雑誌定期購読サービスをワンストップで提供するWebサイト「Fujisan.co.jp」（以下、「Fujisan.co.jp」という。）を開設し、インターネットを活用した雑誌の定期購読サービスの提供を開始いたしました。

当社は、創業以来、「求めている読者に、求められる雑誌を」というスローガンのもと、書店数の減少に伴い出版社が購読者を獲得する機会が減少している環境下において、「Fujisan.co.jp」を通じて購読者と出版社を繋ぐ流通プラットフォームを提供して参りました。また、書店の減少に伴い、今後さらなる多様性が求められる雑誌販売ビジネスの事業領域において、「雑誌 × IT」をビジネスドメインとして事業活動を行っております。

■ 当社運営サイト「Fujisan.co.jp」



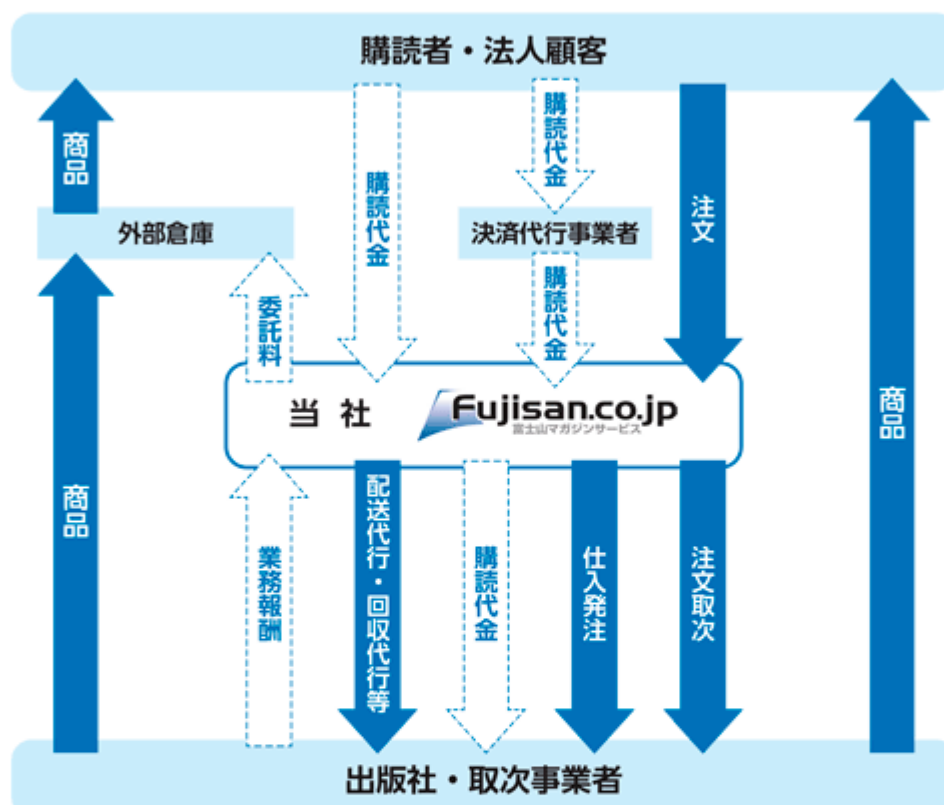
■ 取扱高等の推移



2. 事業の内容



当社の事業は、サービスラインや取引形態は異なるものの、雑誌の定期購読に係る受注から配送までをサービス対象とした出版社向け支援サービスに係る単一事業に関するものであることから、雑誌販売支援事業の単一セグメントとなっております。



(注) 1. 当社子会社のFujisan Magazine Service USA,INC.については、[Fujisan.co.jp]のシステム開発において当社より同社に開発業務の一部を委託しておりますが、重要性に乏しいため事業系統図では省略しております。
 2. 矢印は取引の流れ、点線矢印は資金の流れを示しております。

■ 取次サービス

当社が運営するWebサイト「Fujisan.co.jp」を通じて、購読者の注文を出版社に取り次ぎ、購入代金の請求・回収を行うサービスのほか、他社へのデジタル雑誌の取次サービスを提供しております。当社は購読者より回収した購読代金のうち、出版社との契約で定められた料率（コミッション率）に基づき、購読代金にコミッション率を乗じた金額を業務報酬として収益計上しております。また、一部の外国雑誌等については、当社が直接、出版社または取次事業者から商品を仕入れて購読者に商品を販売しており、その場合、当社は購入代金の総額を収益計上し、出版社または取次事業者に支払う仕入代金を費用として計上しております。

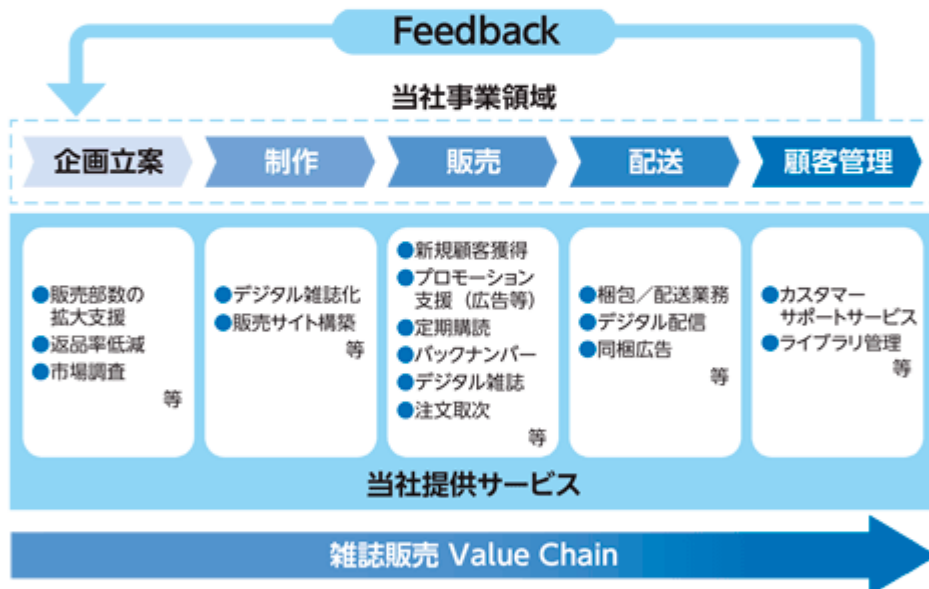
取次サービスにおける当社の役割は、購読者からの注文を出版社に取り次ぎ、売上債権の請求・回収を行うことに限定されているため、購読者からの注文情報等の管理や決済手続きは当社が行いますが、商品の配送については原則として出版社または取次事業者が行っております。

■ 丸請サービス

丸請サービスでは、取次サービスを利用する出版社の中で、経営リソースの問題により顧客管理や配送といった業務を自社で対応できない出版社に代わって当社がそれらの業務を請け負う「Fujisan Value Chain Support」サービスを提供しております。

丸請サービスでは、企画立案、制作、販売、配送、顧客管理に至るまでの雑誌販売事業における Value Chainの各フェーズに関する支援サービスを提供しております。具体的には紙媒体の雑誌をデジタル雑誌化するサービスや、顧客獲得のためのプロモーション支援サービス（「Fujisan.co.jp」における広告掲載サービス等）、梱包・配送業務の代行サービス、顧客管理業務の代行サービス（カスタマーサポートサービス、顧客情報のライブラリ管理等）等を提供しております。

当社は、配送業務及び商品管理について、外部の物流事業者に業務委託しております。当社は出版社より委託業務に関わる業務委託報酬を受受しております。



■ 有料購読メニュー

□ 定期購読サービス

● 一括払い購読

一括前払いで購読料金をお支払いいただき、契約期間に応じて雑誌をお届けするサービスであります。一括前払いで料金をお支払いいただくため、月額払い購読に比べて割引率が高く、定期購読期間に応じて限定特典が入手できるといったメリットがあります。

● 月額払い購読

購読者が定期購読を申し込んだ雑誌について、購読者から購読終了の申し出があるまでの期間において、毎月配送し、配送後、料金をお支払いいただくサービスであります。購読者は、一括払い購読と比べて初期費用が少額で定期購読を利用できるというメリットがあります。

□ 一部売りサービス

「Fujisan.co.jp」で取扱う雑誌について、号単位で販売する一部売りサービスを提供しております。購読者は、一部売りサービスを利用することによって、新刊、バックナンバーについて、号単位で必要な部数だけ購読することが可能となります。

□ デジタル雑誌の販売

「Fujisan.co.jp」において、PC、スマートフォン・タブレット端末向けにデジタル雑誌を提供しており、紙媒体の購読を希望しない購読者に対してデジタル雑誌のみを販売しております。平成27年4月末現在におけるデジタル雑誌の取扱数は2,584誌となっております。



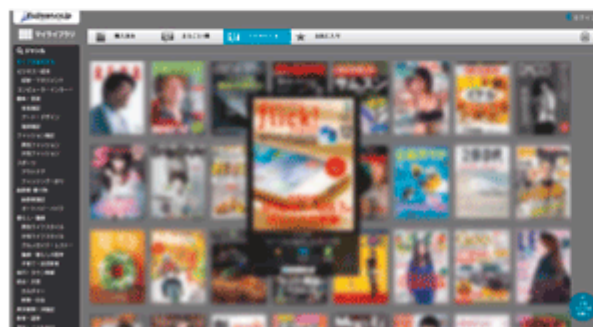
□ バンドルサービス

定期購読の特典の一つとして、同一料金で紙媒体の雑誌とデジタル版の雑誌の両方を購読できるバンドルサービスを提供しております。バンドルサービスを利用することによって、購読者は利用シーン（在宅時、移動時等）に応じて、紙媒体の雑誌とデジタル版の両方を使い分けることが可能となります。

■ 無料メニュー

□ タダ読みサービス

無料で読める雑誌のサンプルをスマートフォン・タブレット端末向けのアプリ「Fujisan Reader」上で提供しております。読者は気に入った雑誌があれば、出版社の許諾が得られている雑誌について、当該雑誌の最新号を同サービス内で購入することが可能であります。

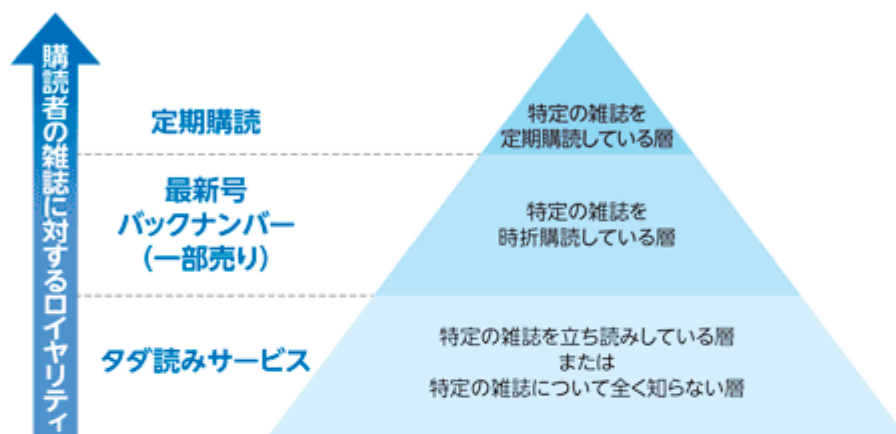




平成27年4月末日現在において、「Fujisan.co.jp」の取扱雑誌数は10,250誌であり、総登録ユーザー数（一般購読者及び法人購読者の合計数）は1,969,689名、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザー（「Fujisan.co.jp」に登録しているユーザーのうち、月末時点で年間定期購読及び月額払い定期購読の申込みを継続しているユーザー並びに当月内に雑誌を購読したユーザーの合計数）は477,147名となっております。

当社は、様々な購読者層のニーズに適合するサービスを提供しており、当該サービスの提供を通じて定期購読の利用を促進しております。

■ 購読者層と提供サービスのイメージ



当社では個人の一般購読者のみならず、待合室を有する事業体（美容室、調剤薬局、携帯電話量販店、自動車ディーラー等）や、支店数が多い金融法人・事業法人、図書館、官公庁等、雑誌を大量購入する、または定期購読を行うことに潜在的なメリット・ニーズを有する法人向けに「富士山法人プレミアムサービス」を提供しており、従来のB2CビジネスからB2Bビジネスへ販路を拡大しております。

法人購読者においては、「富士山法人プレミアムサービス」を活用することで、1注文毎に支払処理を行うのではなく、当社より請求書を発行することで毎月の注文代金を一括して支払うことが可能となります。決済方法について、各店舗・支店等の拠点毎で支払う方法と本社で一括して支払う方法を選択することを可能としております。また、法人購読者の予算または希望に応じて、当社が選定した雑誌をパッケージで提供するサービスを提供しております。これらのサービスを利用することによって、法人購読者は、事務負担を軽減することが可能となります。



3. 業績等の推移



■ 主要な経営指標等の推移

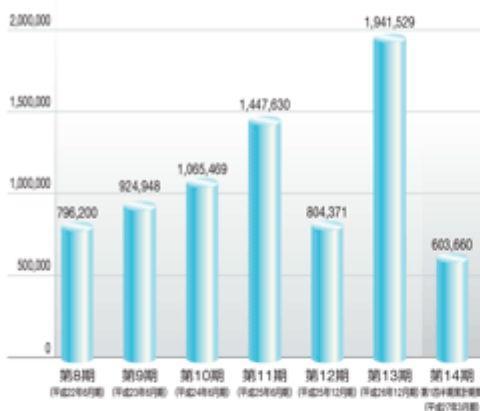
回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年3月
売上高	(千円)	796,200	924,948	1,065,469	1,447,630	804,371	1,941,529	603,660
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△54,073	△14,902	△46,175	78,218	67,438	203,911	109,453
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△64,519	△17,504	△69,952	71,103	65,499	126,686	71,770
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	104,725	159,147	159,147	162,372	162,372	162,372	162,372
発行済株式総数	(株)	125,650	147,419	147,419	153,419	153,419	153,419	1,534,190
純資産額	(千円)	26,587	117,927	47,975	125,529	191,028	317,715	389,485
総資産額	(千円)	1,134,124	1,368,615	1,407,456	1,759,662	1,814,094	2,321,072	2,630,647
1株当たり純資産額	(円)	211.60	799.95	325.43	818.21	124.51	207.09	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△513.48	△120.60	△474.51	470.92	42.69	82.58	46.78
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	2.3	8.6	3.4	7.1	10.5	13.7	14.8
自己資本利益率	(%)	—	—	—	82.0	41.4	49.8	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	13,336	460,835	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	△71,222	△173,794	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	—	828,637	1,115,678	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	56 (9)	59 (10)	50 (11)	43 (11)	44 (12)	50 (9)	49 (9)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第8期、第9期及び第10期は当期純損失であり、第11期及び第12期、第13期、第14期第1四半期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 当社は第11期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期財務諸表については、監査を受けておりません。また、第14期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。
8. 当社は、繁盛期が顧客先企業の年度末の3月であるという事業特性を考慮し、利益計画の精度向上を目的として平成25年9月30日開催の第11期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から12月31日に変更いたしました。したがって、第12期は平成25年7月1日から平成25年12月31日の6ヶ月間となっております。
9. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む)は、最近1年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
10. 平成27年3月20日付で1株につき10株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年3月
1株当たり純資産額	(円)	21.16	80.00	32.54	81.82	124.51	207.09	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△51.35	△120.60	△474.51	470.92	42.69	82.58	46.78
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

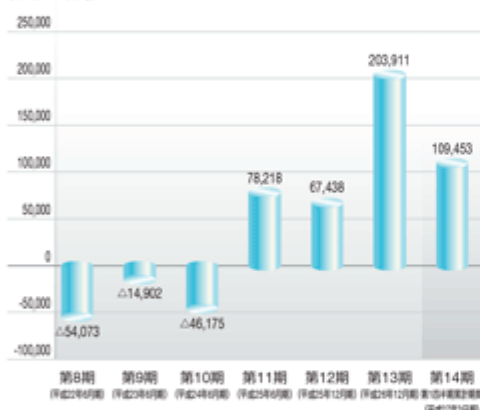
■ 売上高

(単位：千円)



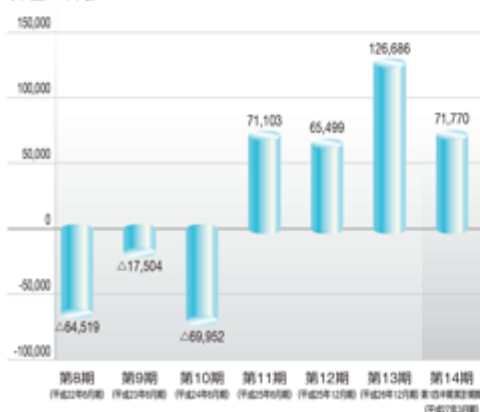
■ 経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



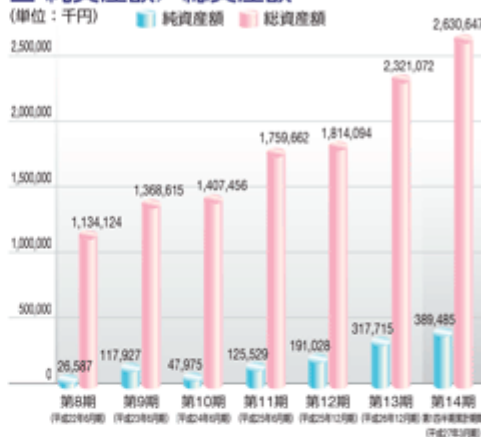
■ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



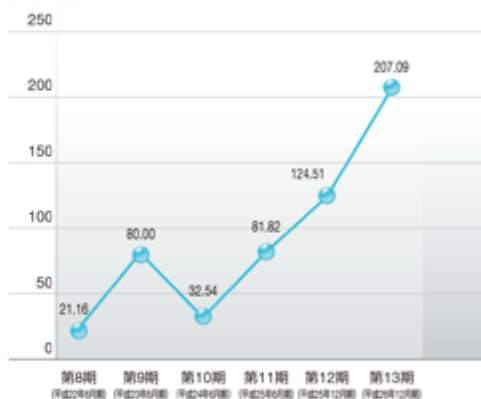
■ 純資産額／総資産額

(単位：千円)



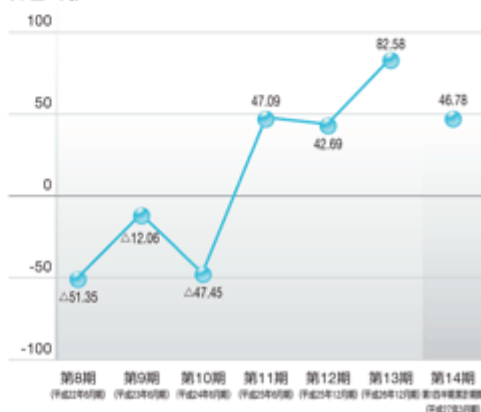
■ 1株当たり純資産額

(単位：円)



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)

(単位：円)



(注) 1. 平成25年9月30日開催の第11期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から12月31日に変更いたしました。したがって、第12期は平成25年7月1日から平成25年12月31日の6ヶ月間となっております。

2. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。上記では、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月	平成26年12月
売上高 (千円)	796,200	924,948	1,065,469	1,447,630	804,371	1,941,529
経常利益又は経常損失 (千円)	54,073	14,902	46,175	78,218	67,438	203,911
当期純利益又は当期純損失 (千円)	64,519	17,504	69,952	71,103	65,499	126,686
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)						
資本金 (千円)	104,725	159,147	159,147	162,372	162,372	162,372
発行済株式総数 (株)	125,650	147,419	147,419	153,419	153,419	153,419
純資産額 (千円)	26,587	117,927	47,975	125,529	191,028	317,715
総資産額 (千円)	1,134,124	1,368,615	1,407,456	1,759,662	1,814,094	2,321,072
1株当たり純資産額 (円)	211.60	799.95	325.43	818.21	124.51	207.09
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	513.48	120.60	474.51	470.92	42.69	82.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)						
自己資本比率 (%)	2.3	8.6	3.4	7.1	10.5	13.7
自己資本利益率 (%)				82.0	41.4	49.8
株価収益率 (倍)						
配当性向 (%)						
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					13,336	460,835
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					71,222	173,794
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)						
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					828,637	1,115,678
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 〔9〕	59 〔10〕	50 〔11〕	43 〔11〕	44 〔12〕	50 〔9〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期及び第10期は当期純損失であり、第11期及び第12期、第13期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 当社は第11期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期財務諸表については、監査を受けておりません。
8. 当社は、繁盛期が顧客先企業の年度末の3月であるという事業特性を考慮し、利益計画の精度向上を目的として平成25年9月30日開催の第11期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から12月31日に変更いたしました。したがって、第12期は平成25年7月1日から平成25年12月31日の6ヶ月間となっております。
9. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 平成27年3月20日付で1株につき10株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額 (円)	21.16	80.00	32.54	81.82	124.51	207.09
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当期 純損失金額() (円)	51.35	12.06	47.45	47.09	42.69	82.58
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)						
1株当たり配当額(1 株当たり中間配当額)	()	()	()	()	()	()

2 【沿革】

当社は平成14年7月に当社の代表取締役社長である西野伸一郎が取締役の相内遍理と共に米国では一般的でありながら、我が国ではほとんど存在していなかった雑誌の定期購読ビジネスに将来性を感じて創業し、現在に至っております。創業から現在までの主な沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成14年7月	東京都渋谷区に株式会社ネットエイジ（現ユナイテッド株式会社）のインキュベーション事業として当社設立（資本金：15,000千円）
平成14年8月	当社役職員、外部コンサルタントを割当先として、第三者割当増資を実施（資本金：16,975千円）
平成14年12月	「Fujisan.co.jp」をリリースし雑誌定期購読サービス事業を開始 トランス・コスモス株式会社、株式会社大阪屋等を割当先として、第三者割当増資（資本金54,225千円）
平成15年12月	株式会社大阪屋と業務提携
平成17年10月	既存株主、当社役職員を割当先として、第三者割当増資を実施（資本金104,725千円）
平成18年6月	本社移転（東京都渋谷区南平台）
平成18年12月	当社開発子会社であるFujisan Magazine Service USA, INC.設立（資本金1,200千円）
平成19年2月	デジタル雑誌ストアをリリースし、デジタル雑誌販売サービスを開始
平成20年4月	法人向け定期購読サービス「富士山法人プレミアムサービス」を開始 携帯向け定期購読雑誌サイト「Fujisanモバイル」をリリース
平成21年8月	携帯メディアサイト「MagMe.jp」をリリースし、メディア事業を開始
平成21年10月	出版社の直販業務において、受注から配送までを一括して請け負う「Fujisan Value Chain Support」サービス（丸請サービス）を開始
平成22年2月	中国語雑誌3,173誌を一斉に取り扱い開始
平成22年5月	米国直輸入雑誌850誌を一斉に取り扱い開始
平成22年7月	iPhone/iPad対応版「Fujisan Reader」リリース
平成22年8月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、当社役職員を割当先として第三者割当増資（資本金159,147千円）。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と業務資本提携
平成24年11月	Android版「Fujisan Reader」リリース
平成25年6月	「MagMe.jp」サイトを閉鎖し、メディア事業を廃止

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社1社（Fujisan Magazine Service USA, INC.）により構成されております。また、当社グループは、当社のその他の関係会社であるカルチュア・エンタテインメント株式会社及び同社の親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループ」という。）に属しており、CCCグループにおいて、インターネットを活用した雑誌の定期購読サービスを提供しております。

当社は、創業当時において、米国では一般的であった雑誌の定期購読サービスが、日本ではほとんど普及していなかったことをビジネスチャンスと捉え、平成14年7月に雑誌の定期購読サービスの提供を専門的に行う会社として創業いたしました。平成14年12月には雑誌定期購読サービスをワンストップで提供するWebサイト「www.fujisan.co.jp」（以下、「Fujisan.co.jp」という。）を開設し、インターネットを活用した雑誌の定期購読サービスの提供を開始いたしました。

当社は、創業以来、「求めている読者に、求められる雑誌を」というスローガンのもと、書店数の減少に伴い出版社が購読者を獲得する機会が減少している環境下において、「Fujisan.co.jp」を通じて購読者と出版社を繋ぐ流通プラットフォームを提供して参りました。

また、書店の減少に伴い、今後さらなる多様性が求められる雑誌販売ビジネスの事業領域において、「雑誌 × IT」をビジネスドメインとして事業活動を行っております。

当社の事業は、サービスラインや取引形態は異なるものの、雑誌の定期購読に係る受注から配送までをサービス対象とした出版社向け支援サービスに係る単一事業に関するものであることから、雑誌販売支援事業の単一セグメントとなっております。

「Fujisan.co.jp」の取扱商品については、紙媒体のみならずデジタル雑誌も取り扱っており、一部の雑誌を除いて新刊からバックナンバーまで人々の様々なライフスタイル・趣味嗜好を反映した雑誌を取り扱っております。対応端末についてはPC、スマートフォン、タブレットに対応しております。また、当社ではApple Inc.が運営する「App Store」及びGoogle Inc.が運営する「Google Play」において、「Fujisan.co.jp」のスマートフォン・タブレット端末向けのアプリである「Fujisan Reader」を提供しております。

「Fujisan Reader」では、デジタル雑誌を無料で読むことができる「タダ読み」サービスを提供しており、当社は、「Fujisan Reader」の提供を通じて、「Fujisan.co.jp」の登録ユーザーの獲得を促進しております。

「Fujisan.co.jp」での定期購読サービスに係る決済方法については、年間購読代金を一括で支払う方法から、毎月、配送された分だけを支払う方法を選択することが可能となっております。

当社では個人的一般購読者のみならず、待合室を有する事業体（美容室、調剤薬局、携帯電話量販店、自動車ディーラー等）や、支店数が多い金融法人・事業法人、図書館、官公庁等、雑誌を大量購入する、または定期購読を行うことに潜在的なメリット・ニーズを有する法人向けに「富士山法人プレミアムサービス」を提供しており、従来のB2CビジネスからB2Bビジネスへ販路を拡大しております。

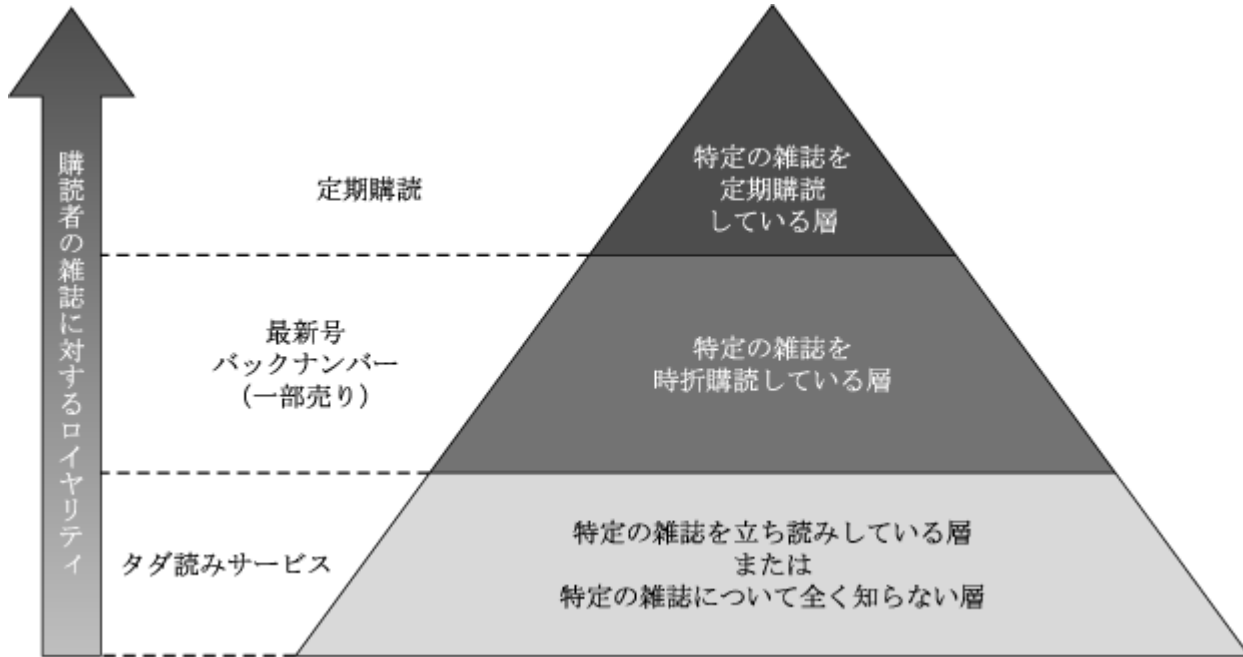
当社では、定期購読サービスに注力する意向が強い出版社をロイヤルパートナーと位置付け、定期購読者獲得のため、ロイヤルパートナーと共同で一定期間定期購読を継続することを条件に、数ヶ月に亘り段階的に月額課金金額を割り引く「月額段階割りキャンペーン」や、定期購読者限定で紙の雑誌コンテンツに加えて同内容のデジタル雑誌を提供する「バンドルサービス」、定期購読者限定の付録の提供といった各種キャンペーンを実施しております。また、継続的に書店等で雑誌を購入する購読者を定期購読に誘因するため、各雑誌の誌面に掲載する定期購読募集記事の企画、当該記事による定期購読者獲得に係る成果の検証、成功パターンの確立に向けた取組みについて、ロイヤルパートナーと共同で行うことによって、取次サービスの拡大を促進しております。

また、当社では、出版社のデジタル雑誌の販路拡大、デジタル雑誌販売のための利便性向上のため、当社が販売を委託されたデジタル雑誌について、当社以外の電子書籍取扱いサイト等への取次業務を開始しております。

平成27年4月末日現在において、「Fujisan.co.jp」の取扱雑誌数は10,250誌であり、総登録ユーザー数（一般購読者及び法人購読者の合計数）は1,969,689名、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザー（「Fujisan.co.jp」に登録しているユーザーのうち、月末時点で年間定期購読及び月額払い定期購読の申込みを継続しているユーザー並びに当月内に雑誌を購読したユーザーの合計数）は477,147名となっております。

当社は、様々な購読者層のニーズに適合するサービスを提供しており、当該サービスの提供を通じて定期購読の利用を促進しております。

（購読者層と提供サービスのイメージ）



なお、購読者及び出版社が「Fujisan.co.jp」を活用するメリットについては以下のとおりであります。

(1) 購読者にとってのメリット

一般購読者においては、「Fujisan.co.jp」でユーザー登録し、当社の定期購読サービスを利用することで、一部の雑誌を除いて、発売日までに指定した場所で最新号を受け取ることが可能となります。また、出版社から提供される定期購読者限定の付録等の各種特典、購入雑誌と同内容の電子雑誌のバンドル提供、定期購読限定の割引等により、一般的に書店で都度購入するよりもメリットがある購入をすることができます。

法人購読者においては、「富士山法人プレミアムサービス」を活用することで、1注文毎に支払処理を行うのではなく、当社より請求書を発行することで毎月の注文代金を一括して支払うことが可能となります。決済方法について、各店舗・支店等の拠点毎で支払う方法と本社で一括して支払う方法を選択することを可能としております。また、法人購読者の予算または希望に応じて、当社が選定した雑誌をパッケージで提供するサービスを提供しております。

これらのサービスを利用することによって、法人購読者は、事務負担を軽減することが可能となります。

なお、当社が購読者に対して提供しているサービスメニューの具体的な内容は、以下のとおりであります。

定期購読サービス（有料）

（一括払い購読）

一括前払いで購読料金をお支払いいただき、契約期間に応じて雑誌をお届けするサービスであります。一

括前払いで料金をお支払いいただくため、月額払い購読に比べて割引率が高く、定期購読期間に応じて限定特典入手できるといったメリットがあります。

（月額払い購読）

購読者が定期購読を申し込んだ雑誌について、購読者から購読終了の申し出があるまでの期間において、毎月配送し、配送後、料金をお支払いいただくサービスであります。購読者は、一括払い購読と比べて初期費用が少額で定期購読を利用できるというメリットがあります。

一部売りサービス（有料）

「Fujisan.co.jp」で取扱う雑誌について、号単位で販売する一部売りサービスを提供しております。購読者は、一部売りサービスを利用することによって、新刊、バックナンバーについて、号単位で必要な部数だけ購読することが可能となります。

デジタル雑誌の販売（有料）

「Fujisan.co.jp」において、PC、スマートフォン・タブレット端末向けにデジタル雑誌を提供しており、

紙

媒体の購読を希望しない購読者に対してデジタル雑誌のみを販売しております。

平成27年4月末現在におけるデジタル雑誌の取扱数は2,584誌となっております。

バンドルサービス（有料）

定期購読の特典の一つとして、同一料金で紙媒体の雑誌とデジタル版の雑誌の両方を購読できるバンドルサービスを提供しております。バンドルサービスを利用することによって、購読者は利用シーン（在宅時、移動時等）に応じて、紙媒体の雑誌とデジタル版の両方を使い分けることが可能となります。

タダ読みサービス（無料）

無料で読める雑誌のサンプルをスマートフォン・タブレット端末向けのアプリ「Fujisan Reader」上で提供しております。

読者は気に入った雑誌があれば、出版社の許諾が得られている雑誌について、当該雑誌の最新号を同サー

ビ

ス内で購入することが可能であります。

(2) 出版社にとってのメリット

出版社は、当社の「Fujisan.co.jp」を通じて、雑誌購読者を定期購読者として囲い込むことが可能となり、雑誌の購読部数の安定確保が可能となります。また、当社サイトは各種施策、ノウハウにより、取扱い雑誌平均で70%強の定期購読継続率を有します。更に定期購読に係る顧客管理、配送といった煩雑な業務を出版社に代わって当社が請け負うサービスである「Fujisan Value Chain Support」を活用することによって、経営リソースの問題により定期購読販売に注力できなかった出版社でも定期購読サービスに容易に参入することが可能となります。

なお、出版社向けのサービスは、取次サービス、丸請サービスで構成されております。

取次サービス

当社が運営するWebサイト「Fujisan.co.jp」を通じて、購読者の注文を出版社に取り次ぎ、購入代金の請求・回収を行うサービスのほか、他社へのデジタル雑誌の取次サービスを提供しております。当社は購読者より回収した購読代金のうち、出版社との契約で定められた料率（コミッション率）に基づき、購読代金にコミッション率を乗じた金額を業務報酬として収益計上しております。また、一部の外国雑誌等については、当社が直接、出版社または取次事業者から商品を仕入れて購読者に商品を販売しており、その場合、当社は購入代金の総額を収益計上し、出版社または取次事業者に支払う仕入代金を費用として計上しております。

取次サービスにおける当社の役割は、購読者からの注文を出版社に取り次ぎ、売上債権の請求・回収を行うことに限定されているため、購読者からの注文情報等の管理や決済手続きは当社が行いますが、商品の配送については原則として出版社または取次事業者が行っております。

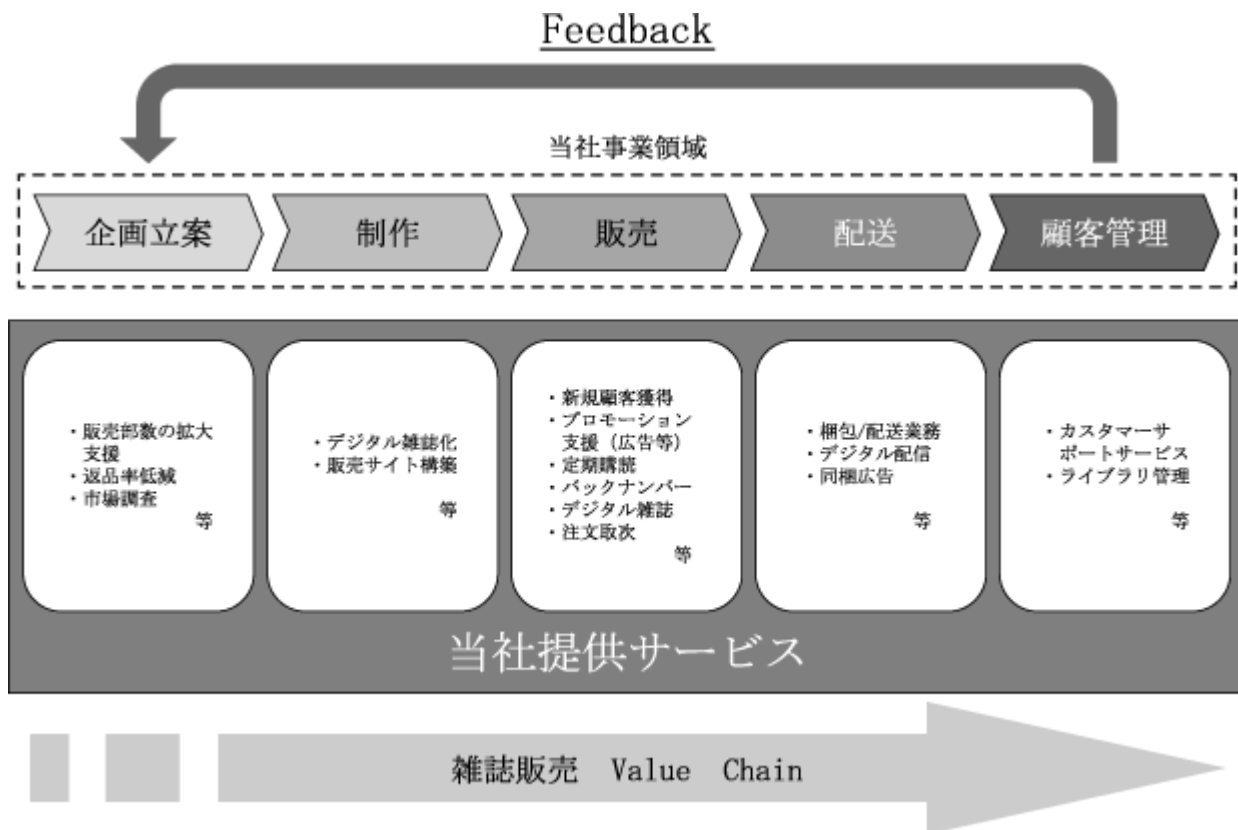
丸請サービス

丸請サービスでは、取次サービスを利用する出版社の中で、経営リソースの問題により顧客管理や配送といった業務を自社で対応できない出版社に代わって当社がそれらの業務を請け負う「Fujisan Value Chain Support」サービスを提供しております。

丸請サービスでは、企画立案、制作、販売、配送、顧客管理に至るまでの雑誌販売事業におけるValue Chainの各フェーズに関する支援サービスを提供しております。具体的には紙媒体の雑誌をデジタル雑誌化するサービスや、顧客獲得のためのプロモーション支援サービス（「Fujisan.co.jp」における広告掲載サービス等）、梱包・配送業務の代行サービス、顧客管理業務の代行サービス（カスタマーサポートサービス、顧客情報のライブラリ管理等）等を提供しております。

当社は、配送業務及び商品管理について、外部の物流事業者業務委託しております。当社は出版社より委託業務に関わる業務委託報酬を収受しております。

（雑誌販売事業におけるValue Chainと当社の提供サービス）



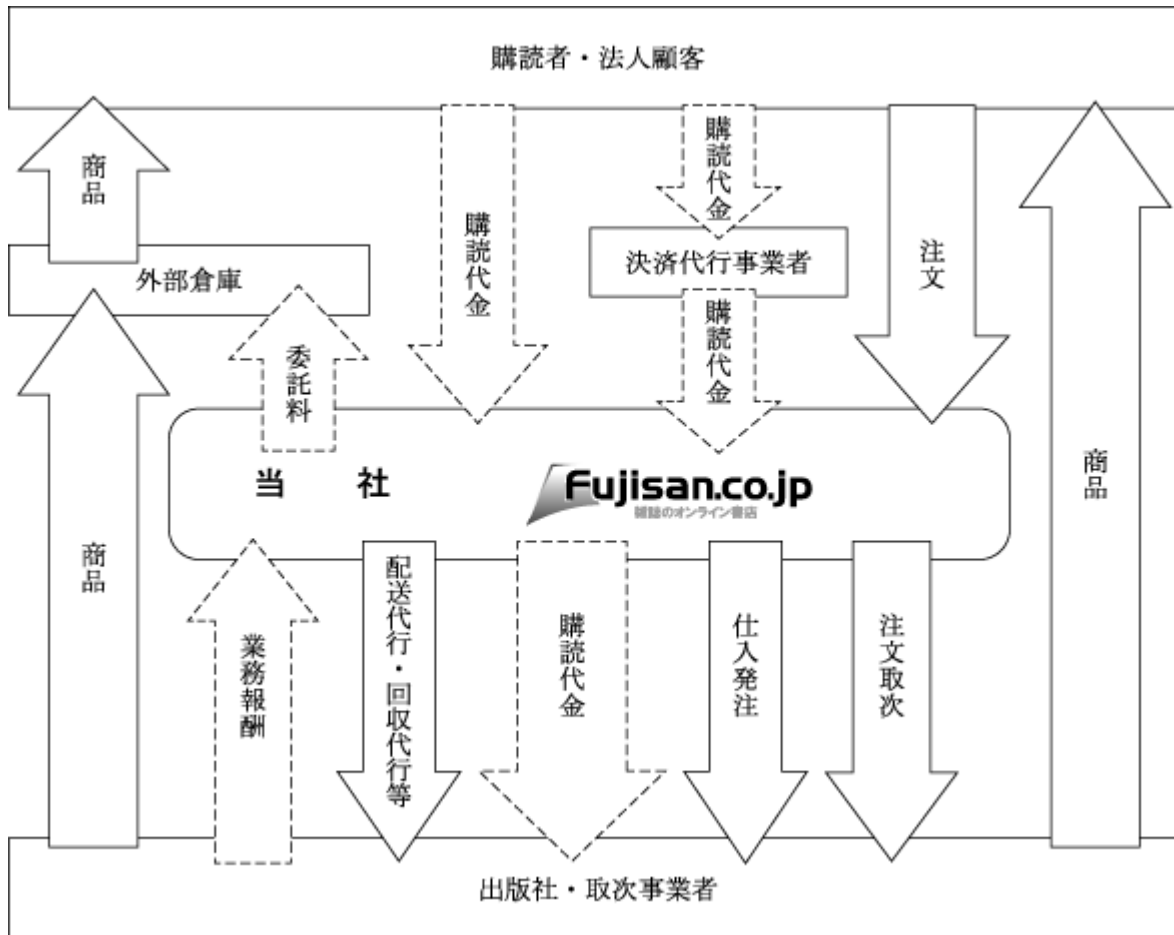
当社の上記(2) 取次サービス、丸請けサービスに係る取扱高(当社から出版社への定期購読の注文取次高、当社の仕入販売高及び当社が出版社から配送業務、広告PR業務等を請け負った請負業務の取扱高の合計)の推移は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	平成22年 6月期	平成23年 6月期	平成24年 6月期	平成25年 6月期	平成25年 12月期	平成26年 12月期
取扱高	2,954,478	3,376,038	3,685,706	4,452,391	2,393,613	6,041,664

（注）平成25年12月期につきましては決算期の変更に伴い、変則決算（6ヶ月）となっております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社子会社のFujisan Magazine Service USA, INC.については、「Fujisan.co.jp」のシステム開発において当社より同社に開発業務の一部を委託しておりますが、重要性に乏しいため事業系統図では省略しております。
2. 矢印は取引の流れ、点線矢印は資金の流れを示しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) カルチャ・コンビニ エンス・クラブ株式 会社 (注)1	大阪府大阪市	100	「TSUTAYA」の 企画並びにFC展 開事業等	(被所有) 32.0	デジタル雑誌 の取次。雑誌 定期購読サー ビスに係る販 売委託、Tポ イントの購 入。 役員の兼任1 名(注)2
(その他の関係会社) ユナイテッド株式 会社 (注)3・4	東京都渋谷区	2,696	メディア事業、 広告事業、イン ベストメント& インキュベー ション事業	(被所有) 16.4	広告出稿 役員の兼任あ り
(非連結子会社) Fujisan Magazine Service USA, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州パークレー市	1	システム開発	100.0	当社システム の開発、保 守、運営 役員の兼任あ り

(注) 1. 平成27年2月13日付で会社分割によりカルチャ・エンタテインメント株式会社保有株式全株を承継しております。

2. 同社の子会社より社外取締役1名の派遣を受けております。

3. ユナイテッド株式会社は有価証券報告書を提出しております。

4. 平成27年1月30日の株式移動により、ユナイテッド株式会社は当社のその他の関係会社ではなくなっております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
51〔9〕	36.6	5年4ヶ月	5,107,308

事業部門の名称	従業員数(名)
マーケティンググループ	4〔1〕
セールスグループ	18〔3〕
システムグループ	24〔5〕
経営管理グループ	4〔-〕
経営企画グループ	1〔-〕
合計	51〔9〕

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、最近日現在の人数を〔 〕外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に引き続き、円高の是正や株価の上昇により、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移致しました。当社サービスの基盤となる、インターネット及びブロードバンド関連の環境につきましても、着実に増加しており、平成26年9月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,605万（前年同期比101.2%）とインターネットを利用する機会が広く普及しており、スマートフォンやタブレットの利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約6,651万（前年同期比173.3%）となるなど、インターネットを利用する環境は継続的な拡大基調にあります（出所：総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表資料）。一方、平成26年1月から11月の雑誌の販売状況は消費税増税の影響により春以降急速に売れ行きを鈍化させた雑誌が多かったことも影響し昨年比5.3%減少となりました。また、書店からの返品率は40.2%（前年同期比101.2%）となり、返品率はついに40%台に達しております（出所：出版月報12月号）。

このような環境のなか、当社は、当事業年度において、前事業年度に引き続き、各マーケティングチャネルの充実、SEO対策やリテンション対策による新規受注高増及び継続率の増加による継続受注高増加のための各種施策を実施して参りました。さらに、Web経由以外で新規の雑誌定期購読者数を増やすために、出版社が管理する既存の定期購読顧客の管理を当社に移管し、当社が購読顧客の獲得、管理、配送までを一括で受ける「Fujisan VCS (Fujisan Value Chain Support)」の展開及び法人顧客開拓についても、引き続き注力して参りました。

次に、取扱い雑誌数につきましては、海外雑誌の一部について取扱を終了した影響で当事業年度末において10,292誌（前事業年度末比652誌減）となり、そのうちバックナンバーの対象雑誌につきましては、5,720誌（前事業年度末比239誌増）となりました。さらに、Fujisan VCS（「Fujisan Value Chain Support」）に注力した結果、「ホビージャパン」、「アニメージュ」、「Fine」等を含め636誌の媒体を当社で全面的にサポートするに至りました。

当事業年度末現在におけるデジタル雑誌の取扱い雑誌数は2,585誌（前事業年度末比407誌増）となりました。さらに、デジタル雑誌の取次サービスも拡大し、本格スタートしたブックリスタが受注に寄与し、U-NEXTへの取次を開始したことから、デジタル雑誌の取次事業者としてのポジションを確保いたしました。

これらの施策を講じた結果、「Fujisan.co.jp」の総登録ユーザー数は、当事業年度中に339,145人増加し、平成26年12月末現在1,863,631人となりました。なお、課金継続会員数についても、平成26年12月末現在411,528人となりました。

以上の結果、取扱高（当社から出版社への定期購読契約の取次高、当社の仕入販売高及び当社が出版社から配送業務、広告PR業務等を請け負った請負業務の取引高の合計）は6,041,146千円となり、結果、売上高1,941,529千円、営業利益は203,244千円、経常利益は203,911千円、当期純利益126,686千円となりました。

(注) 1. 第12期事業年度につきましては決算期の変更に伴い、変則決算（6ヶ月）であるため、前年同期比は記載しておりません。

2. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の業績については記載しておりません。

第14期第1四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、前事業年度に引き続き、円安や株価の上昇により、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移致しました。当社サービスの基盤となる、インターネット及びブロードバンド関連の環境につきましても、着実に増加しており、平成26年12月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,626万（前年同期比1.4%増）とインターネットを利用する機会が広く普及しております。また、スマートフォンやタブレットの利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約6,187万（前年同期比59.6%増）となるなど、インターネットを利用する環境は継続的な拡大基調にあります（出所：総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表資料）。一方、平成27年2月の雑誌の販売状況はムック誌が前年同月を約3%上回ったことも影響し昨年同月比1.6%の減少に留まりました。また、書店からの返品率は38.5%（前年同期比1.2ポイント増）となり、返品率の上昇も改善の兆しがみえない状況となっております（出所：出版月報平成27年3月号）。

このような環境のなか、当社は、当第1四半期累計期間においても、前事業年度に引き続き、各マーケティングチャネルの充実、SEO対策やリテンション対策による雑誌購読者の定期購読者化、新規受注高の増加及び継続率の上昇による継続受注高増加のための各種施策を実施して参りました。さらに、Web経由以外で新規の雑誌定期購読者数を増やすために、出版社が管理する既存の定期購読顧客の管理を当社に移管し、当社が購読顧客の獲得、管理、配送までを一括で受ける「Fujisan VCS(Fujisan Value Chain Support)」の展開及び法人顧客開拓についても、引き続き注力して参りました。

この結果、当第1四半期累計期間において総登録ユーザー数は1,944,448名、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザーは459,751名となりました。

また、雑誌においては未だ黎明期にありますが、スマートフォン、タブレット端末の普及に合わせ、今後、紙媒体に並ぶ媒体となることが期待されるデジタル雑誌の取次サービスの拡大についても、引き続き注力して参りました。この結果、当社が取り扱うデジタル雑誌数は平成27年3月末時点で2,535誌となっております。

上記の施策の結果、当第1四半期累計期間における取扱高は1,795,523千円、売上高は603,660千円となりました。利益面につきましては、営業利益109,228千円、経常利益109,453千円、四半期純利益71,770千円となりました。

(注) 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の業績については記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は前事業年度より287,040千円増加し、1,115,678千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、第12期事業年度につきましては決算期の変更に伴い、変則決算（6ヶ月）であるため、前年同期比は記載しておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得た資金は、460,835千円となりました。

これは主に、未収入金の増加159,477千円があったものの、税引前当期純利益203,790千円及び減価償却費134,375千円を計上したこと、並びに未払金が178,996千円増加したこと、及び預り金が102,031千円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、173,794千円となりました。

これは主に、ソフトウェア開発による無形固定資産の取得による支出170,486千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動によるキャッシュ・フローについて、該当事項はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 仕入実績

第13期事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
雑誌販売支援事業	315,372	
合計	315,372	

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期は決算期変更により、6ヶ月決算のため、前年同期比は記載しておりません。

(4) 販売実績

第13期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
雑誌販売支援事業	1,941,529	
合計	1,941,529	

(注) 1. 第12期は決算期変更により、6ヶ月決算のため、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第12期事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)		第13期事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		第14期事業年度第1四半期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	
	業務報酬(千円)	割合(%)	業務報酬(千円)	割合(%)	業務報酬(千円)	割合(%)
株式会社大阪屋	191,115	23.8	487,338	25.1	47,977	7.9

3 【対処すべき課題】

当社は雑誌の定期購読サービスの提供を中心に事業を行っております。今後につきましては、既存事業に加え、雑誌の購買状況という、個人の趣味に直結するデータ及び出版社から預かっている雑誌の記事データを活用したEC事業（マガコマース）、メディア事業、広告配信事業等の展開により、新たな収益源を確保することが重要であると認識しております。

当社は、上記内容を踏まえ、以下の点に取り組んで参ります。

(1) 雑誌販売支援事業の収益拡大

当社が取り組む雑誌販売支援事業は、月額課金サービスの充実、定期購読の自動更新サービスの導入等、購読者の利便性を向上させるとともに、出版社への効果的なマーケティング手法の提供、購読者獲得から購読者への配送までを一括でサポートする「Fujisan VCS (Fujisan Value Chain Support)」サービスの提供により、購読者、出版社双方が雑誌の定期購読に取り組みやすくすることで、定期購読市場の拡大を図って参りました。

特に、ロイヤルパートナーと共同で定期購読読者獲得の最適な手法を探る「ロイヤルパートナー戦略」を柱に、月額課金サービスの充実、Webサイトリニューアル、デジタル雑誌の提供（タダ読み、紙媒体とのバンドル提供等）による定期購読の付加価値向上のための施策を促進することで、雑誌販売事業の収益性の向上を図って参る所存であります。

雑誌市場が8,500億円（公益社団法人全国出版協会調べ）と言われているのに対し、定期購読比率は9%から10%程度であり（一般社団法人日本ABC協会資料より当社推定）、いまだ拡大余地が大きい市場であると考えております。そのための当面の課題と致しましては、上記の取り組みを促進することによって雑誌市場の中での定期購読市場の拡大を図ることで、市場の拡大、収益性の向上を図って参る所存であります。

(2) サービスの拡充

当社は、購読者に当社サービスを継続利用して頂くためには、取扱雑誌数の充実のほかに、利便性、信頼性の向上が必要であると考えております。そのため、決済手段の多様化、配送速度の向上、配送情報の提供等、顧客の利便性、信頼性を向上させるための施策の導入を図って参ります。また、デジタル雑誌については、購入してから読書を行うまでの一連の操作性の向上や紙媒体では物理的な保管の制限がある蔵書の楽しみを体感できるサービスの提供、具体的には、当社サイトによるサービス提供やデジタル雑誌を閲覧、保管するためのソフトウェアまたはアプリの提供等について、今後も継続的にサービス開発及び改良を行っていく予定です。

また、現在、試験的に一部の出版社と取組みを開始している雑誌の記事等と連動した商品を当社が運営する「Fujisan.co.jp」上で販売するEC事業（マガコマース）についても、今後、試験販売によって明らかになった課題等について改良を行い、サービスリリースを行う予定です。

当社は、更なる事業拡大を企図して、将来的に、雑誌定期購読者のデータベース及び当社が出版社から預かっている雑誌記事を活用した広告配信事業、メディア事業への展開も順次検討を進めて参る予定であります。

(3) 自社及び運営サイトの認知度向上

当社は新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を実施しておらず、当社が持つWebマーケティング技術等の有効活用により、利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、当社事業の更なる拡大のためには、雑誌の定期購読サービス自体の利便性の認知度向上、当社自体のブランドの確立及び、認知度の向上が必要であると考えております。

したがって費用対効果を検討の上、メディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を強化して参ります。

(4) システムの安定性の確保

当社の事業は、インターネット上でサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、アクセス数、外部攻撃を想定したサーバー設備の強化、負荷分散等が重要となります。

したがって、今後も継続的に設備投資を行いシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

(5) 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

(6) 社内体制の整備について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる専門的知識を有した優秀な人材の採用と教育、並びに組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、労働条件の改善等による魅力ある職場作りの推進を中長期的視点で進めていくことで優秀な人材を確保するとともに、人材育成のために教育・研修制度を充実させること等によって、バランスの取れた組織体制の整備・強化を図る方針であります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理体制の強化を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

インターネット及びEコマース普及の可能性について

当社は、雑誌定期購読サービスをワンストップで提供するWebサイト「Fujisan.co.jp」を事業基盤としており、当社の収益はインターネットと強い関連性を有しております。そのため、インターネットの更なる普及が成長のための基本的条件であると考えられます。また、インターネットの普及に伴い、日本市場におけるEコマースも着実に成長しております。平成25年の消費者向け国内Eコマース市場は11.2兆円（前年比17.4%増）（注）と報告されておりますが、当社の事業成長にはEコマースの普及・浸透が不可欠であります。

しかしながら、わが国におけるインターネット及びEコマースの歴史はまだ浅く、インターネット及びEコマースの普及に関して将来の予想予測には不透明な部分があります。今後インターネット利用者数の順調な増加が見られない場合や、Eコマース自体が消費者に受け入れられず、普及が順調に進まない場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注） 経済産業省「平成25年度我が国経済社会における基盤整備」（電子商取引に関する市場調査）

インターネット利用者の多様な行動パターンへの対応に関するリスク

インターネット業界においては、スマートフォン、タブレット端末等の新たなデバイスの登場により、消費者がより身近にインターネット等を利用できるようになり、当社が運営する「Fujisan.co.jp」の利用者も増加しております。しかしながら、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画、オンラインゲーム等、様々なWebサービスも増加しており、インターネット利用者の行動パターンが多様化してきております。したがって、当社がこのようなインターネット利用者の行動パターンの変化に適切に対応できない場合、当社Webサイトへの訪問件数や利用時間が低下する可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

出版業界の経営環境について

足元における出版業界の経営環境については、書店の減少、書籍購買者の減少等により、販売機会、販売数共に減少し厳しい経営状況が続いております。そのような経営環境の下で、さらに販売先である書店は経営効率改善のため業界再編に動いており、書店の大型化が進んでおります。また、書店は従来の多種類販売型、ショーウインドウ型の販売戦略から、売れ筋書籍を重視する販売に戦略を変えてきており、中小出版社にとってはますます販売機会が減少し、それに伴い販売数も減少するという悪循環に陥っております。

このような経営環境の下で、今後において、出版社の廃業が増加し、それに伴って当社の取扱雑誌数が減少していった場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に重大な影響を与える及ぼす可能性があります。

競合について

当社は、雑誌の定期購読サービス提供事業者におけるポジションを確固たるものとするため、ユーザーにとって魅力的なサイトの設計・運営やキャンペーンの実施、新規チャネルの活用、新たなデバイスへの対応などの施策を講じております。しかしながら、価格競争力・サービスレベル・資本力・マーケティング力・知名度という点で、当社よりも優位な企業等が、雑誌の定期購読サービスに新規参入した場合や、競合他社による競争の激化による顧客の流出やコストの増加等が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

特定事業への依存に関するリスク

当社の事業は、インターネットを活用した雑誌の定期購読サービスに集中しております。したがって、当社事業は、インターネットやEコマースの普及、出版業界の状況、出版業界固有の再販価格維持制度の状況といった外的要因に影響を受ける可能性があります。今後において、インターネット業界、Eコマース業界、出版業界において、新たな法的規制の導入や法的規制の改正、その他予期せぬ要因によって、これらの業界の発展が阻害される可能性があり、その動向によっては当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の業務委託先に対する依存に関するリスク

当社は、雑誌販売支援事業の丸請けサービスにおける雑誌の配送及び商品保管等の各種オペレーションを、株式会社ニューブックのみに委託しております。業務を委託するに当たり、当社では様々な事態を考慮して、株式会社大阪屋経由で販売委託を受けている雑誌については株式会社大阪屋経由での配送を行うなど、配送ルートの分散化を進めてはおりますが、予期せぬ事態により、株式会社ニューブックとの間の取引継続が困難になる場合には、代替先の確保、業務の引継ぎ等に時間を要しサービス提供の停止またはサービス提供において大幅な遅れが生じる可能性があります。そのような事象が生じた場合等には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社登録ユーザー数の減少に関するリスク

当社の定期購読サービスを利用する総登録ユーザー数は平成27年4月末で1,969,689人となっております。

当社のビジネスモデルにおける収益源は出版社への取次サービスに係る手数料ですが、その源泉は「Fujisan.co.jp」を利用する購読者からの購読代金であります。したがって、登録ユーザー数の増減は、当社の経営成績に大きな影響を及ぼすことから、当社では新規登録ユーザーの獲得活動に注力するほか、顧客満足度の向上を通じた定期購読サービスの継続率向上に努めております。しかしながら、登録ユーザー数の拡大に関する施策が計画どおりに進捗しなかった場合、あるいは顧客満足度の低下に伴い退会者数が増加した場合等には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの集客依存について

インターネットユーザーの多くは、検索エンジンを使って、必要な情報を入手しております。当社事業での新規顧客獲得に係る集客においても、Google等の検索エンジン及びその検索エンジンの表示結果に依存しております。

今後、検索エンジン運営事業者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、その他予期せぬ要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない場合には、当社が運営するサイトへの集客効果は短期的あるいは長期的に減退し、それによって登録ユーザーの減少に繋がる可能性があります。それらの事態が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は新規事業として雑誌記事と連動したEC事業（マガコマース）の展開を検討しております。また、将来的な展望として当社顧客基盤をベースとしたメディア事業や当社が出版社から預かっている雑誌記事を用いた広告配信事業への進出も検討して参る予定であります。当該事業について、新規事業の性質上、計画通りに事業展開が見込めない事態の発生や、出版社等のコンテンツホルダーとの関係悪化、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、利用者に対する訴求力の低下等により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社事業に関して、事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はないものと考えておりますが、当社事業に関連する主な法的規制及び当社の対応状況は以下のとおりであります。

ア) 電気通信事業法

電気通信事業者として通信の秘密の保護等の義務が課せられております。当社は同法に基づき、電気通信事業者として届出を行っております。

イ) 不当景品類及び不当表示防止法

過度に高額な景品等の不当な景品類の禁止、優良誤認、有利誤認等不当な表示の禁止等の遵守が求められております。当社は、同法に基づき、キャンペーン等の企画について、経営管理グループが法令に適合しているかを確認するとともに、必要に応じて顧問弁護士に確認を取りながら事業を推進しております。

ウ) 特定商取引法

通信販売を行う事業者として、広告における一定事項の表示、誇大広告の禁止等の遵守が求められております。当社は、同法に基づき、当社が運営する「Fujisan.co.jp」上に必要事項を開示しております。

エ) 個人情報の保護に関する法律

個人情報取扱事業者として、個人情報取得の際に利用目的の特定及び目的以外での個人情報の利用禁止、個人データの適正な管理、保有する個人データについて本人からの開示・訂正等・利用停止等の要求への対応等の義務が課せられております。当社の同法への対応状況は、「(3) 情報セキュリティに関するリスク 個人情報の管理について」に記載のとおりであります。

当社では、企業価値の維持向上のためには、全社的な法令遵守体制の強化、推進が必要不可欠であると認識しており、法令遵守に関する社内ルールを定めた「コンプライアンス憲章」を制定し、当該社内規程の遵守を徹底しておりますが、万が一、予期せぬ事態によって法令違反が発生した場合や、上記を含めた各種法的規制の改正や新たな法的規制の導入が行われた場合等には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティに関するリスク

情報システムの支障または情報セキュリティの不備に関するリスク

当社は、運営する各種サービスにおいて、住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。当社は、利用者のプライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、適切な情報管理を行っておりますが、不正アクセス等による情報の外部への漏洩や悪用等の可能性は皆無とは言えず、これを理由に法的紛争に巻き込まれる可能性があるほか、内外監督当局からの処分を受ける可能性があります。そのような場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が提供するサービスの多くは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークを通じて提供されておりますが、通信ネットワークに生じた障害や、ネットワーク又はコンピュータシステム上のハードウェアもしくはソフトウェアの不具合・欠陥、コンピュータウィルス・マルウェア等外部からの不正な手段によるコンピュータシステム内への侵入等の犯罪行為や役職員の過誤等により、正常なサービスの提供に支障が生じる可能性や、当社の不正な利用、重要なデータの消去又は不正取得等が発生する可能性があります。これら事由によるサービスの停止や機能低下が生じた場合、収益機会の喪失、当社のシステム自体への信頼性低下又は損害賠償請求等が生じる可能性のほか、監督官庁からの処分等を受ける場合があります。さらに、当社の不正な利用については、適切な求償先を定めることができない場合、当社の損害となります。このような事象が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、平成15年5月の「個人情報の保護に関する法律」施行を踏まえ、「個人情報保護規程」の制定等により個人情報の取り扱い管理の向上を図っており、平成22年1月29日には、プライバシーマークを取得しております。現在まで顧客情報の流出等による問題は発生しておりませんが、今後、顧客情報の流出により問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や信用の失墜等により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制に係わるリスクについて

小規模組織であることについて

平成27年4月30日現在における当社組織の状況は、取締役6名（うち非常勤取締役2名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数51名（臨時雇用者を除く）となっており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を構築しております。このため、業容拡大に応じた人員を確保できず役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退任または退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要課題であると認識しております。新入社員及び中途入社社員に対するOJT研修の実施等、将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を採用できない場合、また採用し育成した役職員が当社の事業の発展に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外流出した場合には、優秀な人材の確保に支障をきたす等、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社代表取締役社長である西野伸一郎は、当社の創業者として、事業の立案や実行等会社運営において、重要な役割を果たしております。当社といたしましては、同氏に過度に依存しない事業体制の構築を目指し、人材の育成及び強化に注力しておりますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を執行することが困難になった場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

資金使途について

株式上場に伴う公募増資による調達資金は、株式上場による知名度向上を利用して定期購読市場拡大のために全額を広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、インターネット関連業界、その他事業環境の変化に対応するために、調達資金が計画通り使用されない可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの効果を得られず、当社の事業展開及び財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在において成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当として参りました。当面は、内部留保の充実に努める方針であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び当社従業員並びに当社子会社従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、233,630株あり、発行済株式総数1,534,190株の15.2%に相当します。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

大株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブグループとの関係について

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の100%子会社であるカルチュア・エンタテインメント株式会社（以下、「同社」という。）は当社議決権の32.0%を所有する大株主であり、その他の関係会社に該当していません。

当社は同社の持分法適用関連会社であり、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を構成するグループ（以下、「CCCグループ」という。）においてインターネット上で雑誌の定期購読パッケージの販売を推進する会社と位置付けられております。CCCグループと当社との関係の詳細は以下のとおりであります。

ア) 当社役員のCCCグループの役職員との兼任

当社はCCCグループより、2名（取締役 高橋誉則、監査役 遠山孝之）を役員として招聘しており、当社代表取締役社長である西野伸一郎はカルチュア・エンタテインメント株式会社の子会社である株式会社ネコ・パブリッシングの取締役を兼務しております。高橋誉則、遠山孝之両氏の招聘については、雑誌販売支援事業に関して、事業運営に係る助言を受けるといった目的によるものであり、西野伸一郎による株式会社ネコ・パブリッシングの取締役兼務については、当社の経営者として出版社のニーズや経営課題等を的確に把握するという事業運営上のメリットを享受することを目的としたものであります。

イ) CCCグループとの取引関係

平成26年12月期におけるCCCグループとの主な取引関係は以下のとおりであります。

取引内容	取引先	金額	取引条件等の決定方法
雑誌配送請負	株式会社CCCメディアハウス	459千円	一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。
TBNデータ提供料	株式会社TSUTAYA	500千円	一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。
広告出稿料	株式会社T-MEDIAホールディングス	1,881千円	一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。
雑誌配送請負	株式会社ネコ・パブリッシング	10,463千円	一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。

上記以外に株式会社CCCメディアハウス及び株式会社ネコ・パブリッシングとの間で雑誌の定期購読の取次に関する取引が存在しますが、同取引の金額の開示は両社の定期購読事業における取引高の開示に繋がり、この情報は両社の営業機密に当たる関係上、開示を控えさせていただきます。なお、両社との雑誌の定期購読の取次に係る取引につきましては、両社がCCCグループに参画する以前から行っているものであり、当社の業務報酬売上額に占める両社との取引金額の割合は平成26年12月期において、約2%と僅少であります。取引条件につきましては一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております

また、当社の経営上の重要な意思決定において、CCCグループの事前承認事項や事前報告事項は存在せず、CC同社からの独立性の確保という点で、同社との関係によって当社の自由な事業活動を阻害される状況にないと考えております。

株式の流動性について

本書提出日現在において、トランス・コスモス株式会社及びユナイテッド株式会社グループは合算して当社の発行済株式総数の31.4%（481,300株）を保有しておりますが、両社による当社への投資は当初、インキュベーション投資として実施されたものであります。そのため、当社上場後、両社の株式が市場で売却されるリスクがあり、両社が市場で一斉売却した場合、当社の株価に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 重要な会計方針

当社の財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第13期 事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は2,321,072千円（前事業年度末比506,977千円増）となりました。総資産の内訳は、流動資産が2,047,490千円（同469,208千円増）、固定資産が273,582千円（同37,769千円増）であり、これは主に現金及び預金が287,040千円、未収入金の増加159,477千円、ソフトウェアの増加38,576千円等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は2,003,357千円（前事業年度末比380,291千円増）となりました。これは主に、前事業年度末に比べ未払金が178,996千円増加したこと、預り金が102,031千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は317,715千円（前事業年度末比126,686千円増）となりました。その増加要因は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第14期第1四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

（資産の部）

当第1四半期会計期間末の総資産は2,630,647千円（前事業年度末比309,574千円増）となりました。総資産の内

内訳は、流動資産が2,346,823千円（同299,333千円増）、固定資産が283,824千円（同10,241千円増）であり、これは主に、前事業年度末に比べ現金及び預金が138,263千円、未収入金が170,425千円及びソフトウェアが9,722千円増加したこと等によるものであります。

（負債の部）

当第1四半期会計期間末における負債合計は2,241,162千円（前事業年度末比237,804千円増）となりました。これは主に、前事業年度末に比べ未払金が117,535千円、預り金が179,999千円増加したこと等によるものであります。

（純資産の部）

純資産合計は389,485千円（前事業年度末比71,770千円増）となりました。その主な増加要因は、四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第13期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、平成25年9月30日開催の第11期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から12月31日に変更しております。それにより、第12期事業年度は変則決算（6ヶ月）であるため、前年同期比は記載しておりません。

（売上高）

当事業年度においては、登録ユーザー数の増加、定期購読継続率の向上により、取次サービスに係る販売が順調に推移しました。この結果、当事業年度の売上高は1,941,529千円となりました。

（売上総利益）

当事業年度において、売上原価は労務費、外注費の増加により906,542千円となりました。この結果、当事業年度の売上総利益は1,034,986千円となりました。

（営業利益）

当事業年度において、販売費及び一般管理費は831,741千円となりました。これは主に給与185,496千円、販売手数料76,547千円、支払手数料59,045千円、広告宣伝費230,713千円、決済手数料149,803千円等によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は203,244千円となりました。

（経常利益）

当事業年度において、有価証券利息の発生等により、営業外収益は666千円となりました。この結果、当事業年度における経常利益は203,911千円となりました。

（当期純利益）

当事業年度においては、固定資産の除却を行った関係で特別損失は121千円となりました。法人税、住民税及び事業税を80,619千円、法人税等調整額 3,514千円を計上した結果、当事業年度における当期純利益は126,686千円となりました。

第14期第1四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

（売上高）

当第1四半期累計期間においては、前事業年度に引き続き、登録ユーザー数の増加、定期購読継続率の向上により、取次サービスに係る販売が順調に推移しました。この結果、当事業年度の売上高は603,660千円となりました。

（売上総利益）

当第1四半期累計期間において、売上原価は売上増加に伴う労務費、外注費の増加により251,285千円となりました。この結果、当第1四半期累計期間の売上総利益は352,374千円となりました。

（営業利益）

当第1四半期累計期間において、販売費及び一般管理費は243,146千円となりました。これは主に役員報酬、与、販売手数料、支払手数料、広告宣伝費、決済手数料が計上されたものであります。この結果、当第1四半期累計期間における営業利益は109,228千円となりました。

（経常利益）

当第1四半期累計期間においては、受取利息の計上により営業外収益は224千円となりました。この結果、当第1四半期累計期間における経常利益は109,453千円となりました。

（四半期純利益）

当第1四半期累計期間においては、法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は37,683千円となりました。この結果、当第1四半期累計期間における四半期純利益は71,770千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の対応について

当社は「雑誌のFujisan」のブランド構築を実現し、定期購読市場の拡大、定期購読市場内でのシェアの拡大を実現するため、取扱雑誌数の増加、出版社に対する定期購読サービス推進のためのサポートの促進、購読者獲得ノウハウの確立、定期購読ユーザーの継続率向上を図って参ります。

そのためには、市場環境に即応できる組織体制の構築、システム安定性の確保、情報管理体制の強化等により、組織としての体力を高めていくことが経営上の課題であると認識しております。これらの課題に対応するために当社の経営陣は、最大限入手可能な情報に基づき現在の事業環境を確認し、最善の経営方針を立案するよう努めて参ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度の設備投資は172,840千円となりました。これは主に、販売・受注システムの増強及びシステムの安定稼働を目的に、ソフトウェア開発に170,486千円の投資を実施したものであります。

なお、重要な設備の除却または売却について、該当事項はありません。

第14期第1四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）

当第1四半期累計期間における設備投資は、46,237千円となりました。これは、主に販売・受注システムの増強及びシステムの安定稼働を目的に、ソフトウェア開発に43,207千円の投資を実施したものであります。

なお、重要な設備の除却または売却について、該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成26年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	雑誌販売支援事業	本社機能	662	3,951	246,223	250,837	50

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の本社事務所について、他社より賃借しております。当事業年度における賃借料は21,468千円であります。
4. 上記の従業員数には臨時従業員数は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年4月30日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,136,760
計	6,136,760

(注) 平成27年3月20日開催の第13回定時株主総会決議により、定款変更が行われ、発行可能株式総数は5,836,160株増加し、6,136,760株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,534,190	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,534,190		

(注) 1. 当社は平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、普通株式1株を10株に分割いたしました。これにより株式数は1,380,771株増加し、1,534,190株となっております。
2. 平成27年3月20日開催の第13回定時株主総会決議により、定款変更が行われ、平成27年3月20日付で単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権 平成18年4月28日 臨時株主総会決議 平成18年4月28日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	940	940
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	940 (注) 1	9,400 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注) 2	200 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第3回の2新株予約権 平成18年4月28日 臨時株主総会決議 平成19年1月31日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	300(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注)2	200(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第4回新株予約権 平成19年10月29日 臨時株主総会 平成19年10月30日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	720	720
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	720 (注) 1	7,200 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注) 2	200 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成21年10月30日から 平成29年10月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第5回の2新株予約権 平成20年9月30日 第6回定時株主総会 平成21年7月24日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注)1	400 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)2	200 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 200 資本組入額 100 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権 平成24年9月28日 第10回定時株主総会 平成25年7月26日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300 (注) 1	3,000(注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2	500 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日から 平成34年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権 平成25年9月30日 第11回定時株主総会 平成25年12月27日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,863	2,853(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,863(注)1	28,530(注)1、3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注)2	500(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成27年12月27日から 平成35年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

第11回新株予約権 平成26年3月28日 第12回定時株主総会決議 平成26年3月29日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,550	7,550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,550 (注) 1	75,500(注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2	500(注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成28年3月29日から 平成36年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第11回の2 新株予約権 平成26年3月28日 第12回定時株主総会決議 平成26年8月29日発行

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,950	10,900(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,950(注)1	109,000(注)1、3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注)2	500(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成28年8月16日から 平成36年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員あるいはKamiyaConsulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で、株式分割（1：10）を行った結果、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

第12回 新株予約権 平成27年3月20日 第13回定時株主総会決議 平成27年3月21日発行

当社は、以下のとおり、平成27年3月20日開催の定時株主総会決議及び平成27年3月20日開催の取締役会決議により同日付で第12回新株予約権を発行しております。

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)		300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1,100(注)2
新株予約権の行使期間		平成29年3月21日から 平成37年3月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役員員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後の払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得の条件
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の権利を喪失した場合に、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年8月18日 (注1)	21,769	147,419	54,422	159,147	54,422	144,147
平成24年11月2日 (注2)	2,850	150,269	1,312	160,460	1,312	145,460
平成24年11月5日 (注3)	1,650	151,919	412	160,872	412	145,872
平成25年1月31日 (注3)	1,500	153,419	1,500	162,372	1,500	147,372
平成27年3月20日 (注4)	1,380,771	1,534,190	-	162,372	-	147,372

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 : カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

西野伸一郎

神谷アントニオ

相内遍理

発行価格 : 5,000円

資本組入額 : 2,500円

2. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権行使によるものです。

3. 第2回新株予約権の行使によるものです。

4. 株式分割(1:10)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成27年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				6	1		9	16	
所有株式数 (単元)				10,034	500		4,807	15,341	90
所有株式数 の割合(%)				65.4	3.3		31.3	100.0	

(注) 1. 当社は、平成27年3月20日付で、普通株式1株を10株に分割しております。

2. 当社は、平成27年3月20日付で単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,534,100	15,341	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 90		
発行済株式総数	1,534,190		
総株主の議決権		15,341	

- (注) 1. 当社は、平成27年3月20日付で、普通株式1株を10株に分割しており、本書提出日現在における完全議決権株式(その他)は、普通株式1,534,100株、単元未満株式は、普通株式90株となっております。
2. 当社は、平成27年3月20日付で単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、下記表の決議日の株主総会において決議されたものであります。

第3回新株予約権 平成18年4月28日 臨時株主総会決議 平成18年4月28日発行

決議年月日	平成18年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員及び当社子会社の従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職等による権利喪失等により、当社の従業員14名及び当社子会社の従業員3名、業務委託先1名となっております。

第3回の2新株予約権 平成18年4月28日 臨時株主総会決議 平成19年1月31日発行

決議年月日	平成18年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員及び当社子会社の従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、従業員の権利放棄、退職等による権利喪失等により、当社子会社の従業員1名となっております。

第4回新株予約権 平成19年10月29日 臨時株主総会 平成19年10月30日発行

決議年月日	平成19年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員及び当社子会社の従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職等による権利喪失等により、当社の従業員8名となっております。

第5回の2新株予約権 平成20年9月30日 第6回定時株主総会 平成21年7月24日発行

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員及び当社子会社の従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、従業員の権利放棄、退職等による権利喪失等により、当社子会社の従業員2名となっております。

第9回新株予約権 平成24年9月28日 第10回定時株主総会 平成25年7月26日発行

決議年月日	平成24年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外取締役1名、当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、従業員の権利放棄、退職等による権利喪失等により、当社の社外取締役1名となっております。

第10回新株予約権 平成25年9月30日 第11回定時株主総会 平成25年12月27日発行

決議年月日	平成25年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員及び当社の子会社の従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職等による権利喪失等、取締役選任により、当社取締役1名、役員35名となっております。

第11回新株予約権 平成26年3月28日 第12回定時株主総会決議 平成26年3月29日発行

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回の2 新株予約権 平成26年3月28日 第12回定時株主総会決議 平成26年8月29日発行

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役職員及び当社子会社役職員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職等による権利喪失により、当社役職員及び当社子会社役職員20名となっております。

第12回 新株予約権 平成27年3月20日 第13回定時株主総会決議 平成27年3月21日発行

決議年月日	平成27年3月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の方社の経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

第13期事業年度の剰余金の配当につきましては、更なる成長を実現していくことを優先し実施しておりません。将来の事業拡大等に向けた投資や支出の機動性及び柔軟性を高めるべく、引き続き内部留保の拡充に充当させていただきます。

来期以降の剰余金の配当につきましては、現時点では実施を予定しておりませんが、上記の基本方針に従い、株主に対する適切な利益還元策を都度検討して参ります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合に、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

配当の決定機関は、株主総会であり、中間配当の決定機関は取締役会であります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEOマーケティング グループ長	西野 伸一郎	昭和39年10月25日生	昭和63年4月 平成10年11月 平成11年6月 平成12年11月 平成14年7月 平成25年6月 平成26年1月 平成26年4月 日本電信電話株式会社入社 株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）取締役 Amazon.com, Inc International Director/Japan Founder Amazon.com Japanジェネラルマネー ジャー 当社設立代表取締役社長就任 株式会社ネコ・パブリッシング社外 取締役（現任） 合同会社581Wilcox Ave.設立 代表 社員（現任） 当社代表取締役社長CEOマーケティ ンググループ長（現任）	注3	409,500
取締役	CTOシステム グループ長	神谷 アントニ オ	昭和47年11月27日生	平成6年3月 平成10年7月 平成14年7月 平成19年4月 平成19年9月 平成21年3月 平成23年12月 平成26年4月 Kamiya Consulting, Inc.設立 代表 取締役就任（現任） Fujisan.com, Inc.共同設立 CTO就 任（現任） 当社設立 CTO就任 Fujisan Magazine Services USA, Inc.代表取締役就任（現任） 当社取締役就任 株式会社paperboy&co(現GMOペパボ 株式会社)社外取締役就任（現任） 当社CTO兼デジタル雑誌戦略担当役 員 当社取締役CTOシステムグループ長 （現任）	注3	19,800
取締役	セールス グループ長	相内 遍理	昭和44年10月3日生	平成10年7月 平成14年7月 平成19年9月 平成20年9月 平成26年4月 Fujisan.com, Inc.創業、CEO兼社長 （現任） 当社設立、代表取締役就任 当社取締役退任 当社取締役 当社取締役セールスグループ長 （現任）	注3	10,370
取締役	CFO経営管理 グループ長	佐藤 鉄平	昭和52年12月1日生	平成12年4月 平成16年9月 平成17年12月 平成19年9月 平成19年12月 平成21年10月 平成24年6月 平成25年9月 平成26年3月 平成26年4月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株 式会社（現 大和企業投資株式会 社）入社 株式会社ネットエイジグループ （現 ユナイテッド株式会社）入 社。上場準備室長兼内部監査室長 ジェイ・ブリッジ株式会社（現アジ ア・アライアンス・ホールティン グス株式会社）入社 楽天ストラテジックパートナーズ株 式会社（現 楽天証券株式会社）入 社 プリンシパル 株式会社オーネット取締役 楽天株式会社に転籍 株式会社産業革新機構入社 当社入社 社長室長 当社取締役 当社取締役CFO経営管理グループ長 （現任）	注3	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		西川 潔	昭和31年10月24日生	昭和55年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 昭和61年3月 米国アーサー・D・リトル入社 平成8年9月 AOLジャパン入社 平成10年2月 株式会社ネットエイジ（現ユニテッド株式会社）創業代表取締役社長CEO 平成14年7月 当社社外取締役 平成19年6月 ngi group株式会社（現ユニテッド株式会社）取締役会長 平成20年6月 ngi group株式会社（現ユニテッド株式会社）取締役ファウンダー 平成20年7月 株式会社ライブレボリューション非常勤取締役（現任） 平成21年9月 株式会社タギー非常勤取締役（現任） 平成23年2月 株式会社ネットエイジ代表取締役社長（現任） 平成23年2月 株式会社Nagisa非常勤取締役（現任） 平成23年2月 株式会社Labit非常勤取締役（現任） 平成23年4月 株式会社イヌイ非常勤取締役（現任） 平成24年11月 M R T 株式会社非常勤取締役（現任） 平成25年9月 当社非常勤監査役 平成27年3月 当社社外取締役（現任）	注3	8,000
取締役	-	高橋 誉則	昭和48年6月25日生	平成9年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 入社 平成18年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 執行役員 人材本部長 平成20年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 執行役員 社長室長 平成22年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 T S U T A Y A 事業本部商品販促部 戦略アイテムユニット長 平成24年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 執行役員 副社長室長 平成25年8月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社執行役員人事部長兼副社長室長 平成25年9月 万田商事株式会社社外取締役（現任） 平成26年3月 当社社外取締役（現任） 平成26年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社執行役員人材本部長 平成26年4月 株式会社MPD取締役（現任） 平成26年9月 株式会社ネコ・パブリッシング取締役（現任） 平成26年9月 株式会社CCCメディアハウス取締役（現任） 平成26年12月 株式会社TSUTAYA取締役常務執行役員（現任） 平成27年4月 株式会社TSUTAYA STORES取締役（現任）	注3	-
監査役 (常勤)		中村 義夫	昭和20年3月26日生	昭和43年4月 株式会社内田洋行入社 昭和63年8月 同社経理部財務課長 平成8年8月 ウチダテクノサービス株式会社（現株式会社ウチダテクノ）取締役管理部長 平成17年5月 フコク物産株式会社入社総務部長・経理部長、執行役員管理本部長 平成25年8月 同社退職 平成26年3月 当社社外監査役（現任）	注4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		遠山 孝之	昭和42年11月26日生	平成元年5月 株式会社タイトー入社 平成13年1月 株式会社有線ブロードネットワークス入社。財務企画部経理課長 平成15年8月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成20年4月 同社経理グループリーダー 平成24年8月 同社TSUTAYA経理部長 平成24年8月 株式会社ネコ・パブリッシング監査役（現任） 平成25年4月 盛岡蔦谷書店株式会社監査役 平成26年4月 TSUTAYA STATIONERY NETWORK 株式会社監査役 平成26年10月 株式会社CCCメディアハウス取締役総務局長（現任） 平成26年12月 株式会社TSUTAYA事業支援部経営支援ユニット長（現任） 平成27年3月 当社社外監査役（現任）	注4	-
監査役		藤澤 陽三	昭和51年7月31日生	平成11年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社東京支店入社 平成14年2月 株式会社アップステアーズ設立同社代表取締役社長 平成16年12月 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社（現ユナイテッド株式会社）入社 平成18年12月 株式会社ネットエイジグループ（現ユナイテッド株式会社）取締役 平成19年9月 ngi capital 株式会社（現ユナイテッド株式会社）代表取締役社長 平成21年2月 ngi group株式会社（現ユナイテッド株式会社）代表執行役社長 平成21年3月 株式会社フラクタリスト（現ユナイテッド株式会社）取締役 平成24年12月 ユナイテッド株式会社代表取締役社長COO就任（現任） 平成24年12月 ベンチャーユナイテッド株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成24年12月 当社社外監査役（現任） 平成25年10月 ADerL, Inc. 取締役就任（現任） 平成25年6月 フォッグ株式会社取締役就任（現任）	注4	-
計						448,670

- (注) 1. 取締役西川潔、高橋誉則は、社外取締役であります。
2. 監査役中村義夫、遠山孝之、藤澤陽三は、社外監査役であります。
3. 平成27年3月20日開催の第13回定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成27年3月20日開催の第13回定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤である雑誌の定期購読サービスは、購読者より信頼を得ることが基本的な成立要件であり、購読者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社が外部環境変化の著しいインターネット業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。

a．取締役会

当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役2名）により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

b．監査役及び監査役会

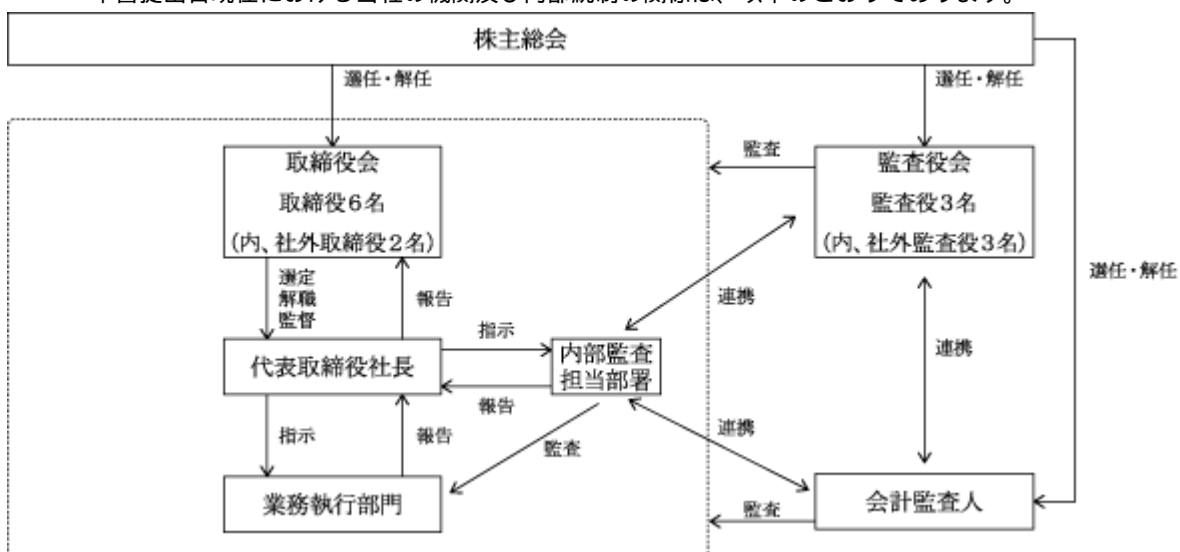
当社の監査役会は、社外監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は原則として定例取締役会後に開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。なお、監査役会は監査実施内容につき、適宜取締役会に対して意見書を提出しております。

c．会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



八．内部統制システムの整備状況

当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。また、取締役会については、「取締役会規程」に基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。今後においても、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めて参ります。

なお、当社は、平成26年2月19日開催の臨時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、運用しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会規程などに定められた行動規範・職務権限等に基づき、適切に職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを会計監査人等と連携・協力の上、監視し検証する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規定に基づき、文書等に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、常時これらの文書等を閲覧・謄写できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から社内規程類の整備を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

取締役は、取締役会規程の職務権限・意思決定に関する規定に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款順守の体制の確立に努める。

f. 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社、子会社等の設置により企業集団を形成することとなった場合、本方針と同様の基準を企業集団に適用し、内部統制システムの構築を行う。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じ、必要人数の使用人を配置する。また、当該監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保する為、監査役補助使用人の異動・人事考課等は予め監査役と事前協議し、同意を得るものとする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。

また、監査役から事業の報告を求められた場合には迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は監査役及び監査役会が、監査法人、内部監査人と連携を保ちつつ効果的かつ効率的に監査を実施できるような環境を整備する。

二．内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

当社は、小規模組織のため、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、経営管理グループ（担当者1名）と経営企画グループ（担当者1名）が監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び実施部署へ報告を行っており、監査役にも監査実施状況を報告しております。

b. 監査役監査

当社の監査役会は監査役3名（全て社外監査役）で構成されており、社外監査役の中から1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

c. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査担当者が同席することで情報の共有を図っております。

ホ．会計監査の状況

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、会計監査人との情報交換を密に行うことを心がけております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 金野 栄太郎

指定社員 太田 裕士

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名

へ．社外取締役、社外監査役との関係及び独立性に関する考え方

社外取締役西川潔は当社の大株主でありユナイテッド株式会社の創業者であります。現在同社の役員を退任しており、同氏は同社の経営に関与しておりません。また、同氏は当社株式を8,000株、新株予約権を300個（3,000株）保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。社外取締役高橋誉則は株式会社TSUTAYAの取締役であり、当社と株式会社TSUTAYA及び株式会社TSUTAYAの親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループという」）との間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。それ以外に同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役藤澤陽三は当社の大株主であるユナイテッド株式会社の代表取締役に就任しており、当社は同社と営業取引を行っておりますが、通常の一般的な取引条件によっております。

社外監査役遠山孝之はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の使用人を兼務しており、当社はCCCグループと営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。

社外監査役中村義夫は、新株予約権30個（300株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

当社は、以上のことを踏まえて、社外取締役西川潔及び社外監査役中村義夫を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出る予定であります。なお、社外監査役藤澤陽三は、ユナイテッド株式会社の代表取締役に就任しており、当社は同社と営業取引を行っておりますが、同社は当社の主要取引先ではないこと、一般の取引先と同一条件で取引を行っていること等から、独立性については十分に確保されているものと認識しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の整備を行って参りました。当社のリスク管理状況については、内部監査担当者が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も整えております。

さらに、当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、経営管理グループ及び外部の顧問弁護士によって十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対して適切な意見を述べていただけるか、社外取締役及び社外監査役と当社との関係等を勘案して独立性に問題がないかを総合的に検討しております。

社外取締役の高橋誉則は、書籍販売の雄であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社における豊富な店舗運営、キャンペーン活動の経験を活かし、当社経営に対し、専門的、客観的な視点から助言し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役の西川潔は、数多くのベンチャー企業の経営に携わった経験及び上場企業を含む社外取締役としての豊富な経験を活かし、当社経営に対し、客観的な視点から助言し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外監査役の中村義夫は、長年に亘る管理部門の責任者としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の藤澤陽三は、上場企業の代表者としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の遠山孝之は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社傘下の出版社の監査役を勤めており、その経験を生かし、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外取締役高橋誉則は株式会社TSUTAYAの取締役であり、社外監査役の遠山孝之はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の従業員であります。また、社外監査役藤澤陽三はユナイテッド株式会社の代表取締役任に就任しております。当社は両社及び両社を構成する企業集団と営業取引を行っておりますが、それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役、社外監査役と内部統制部門との連携

社外取締役2名はそれぞれベンチャー企業の経営経験、出版社の経営、書店の経営について幅広い知見と経験を有し、社外監査役3名は、それぞれ管理部門における実務経験、会社経営者としての経験等、幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

また、社外監査役3名は、内部監査担当者及び内部統制部門である経営管理グループとの間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

役員報酬の内容

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	58,343	58,343	-			4
監査役 (社外監査役を除く。)	360	360	-			1
社外役員	1,800	1,800	-			1

(注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額200百万円以内、監査役が年額15百万円以内であります。

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

d. 役員報酬等の額の決定に関する方針

ア) 取締役の報酬等

各取締役の報酬等の額の決定につきましては、取締役会決議によって、代表取締役社長に一任することとしており、代表取締役社長は、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会で決定された報酬総額の限度内かつ役員報酬の年間予算額の範囲内で報酬額等を決定しております。

イ) 監査役の報酬等

各監査役の報酬等につきましては、監査役会の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項ありません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人である東陽監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意かつ重大な過失がないときは、24,000千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任金額のいずれか高い額としております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ．中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ．自己株式の取得

当社は、機動的に資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,500		5,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 平成25年9月30日開催の第11回定時株主総会において定款の一部変更が決議され、事業年度を1月1日から12月31日までに変更しました。その経過措置として、前事業年度は平成25年7月1日から平成25年12月31日までの6ヶ月間となっております。

(3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）及び当事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期財務諸表について

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	4.7%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

(2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.7%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、定期的に外部セミナーへの参加、監査法人との情報交換の機会を持つ他、将来的には公益財団法人財務会計基準機構への加入を検討しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	528,637	815,678
受取手形		8,094
売掛金	41,391	52,454
有価証券	300,000	300,000
商品	17,652	23,940
仕掛品		583
前渡金	10,261	6,946
前払費用	18,855	16,894
繰延税金資産	1,668	6,711
未収入金	660,634	820,111
その他	2,379	760
貸倒引当金	3,198	4,685
流動資産合計	1,578,281	2,047,490
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,277	4,277
減価償却累計額	3,495	3,615
建物（純額）	782	662
工具、器具及び備品	31,918	27,761
減価償却累計額	27,854	23,810
工具、器具及び備品（純額）	4,063	3,951
有形固定資産合計	4,845	4,613
無形固定資産		
ソフトウェア	207,647	246,223
無形固定資産合計	207,647	246,223
投資その他の資産		
関係会社株式	1,200	1,200
敷金保証金	17,492	18,446
繰延税金資産	4,626	3,098
投資その他の資産合計	23,319	22,745
固定資産合計	235,813	273,582
資産合計	1,814,094	2,321,072

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,680	31,468
未払金	748,870	927,866
未払費用	17,975	19,153
未払法人税等	9,275	74,730
未払消費税等	8,935	27,564
預り金	810,172	912,203
その他	156	10,370
流動負債合計	1,623,066	2,003,357
負債合計	1,623,066	2,003,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	162,372	162,372
資本剰余金		
資本準備金	147,372	147,372
資本剰余金合計	147,372	147,372
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	118,716	7,970
利益剰余金合計	118,716	7,970
株主資本合計	191,028	317,715
純資産合計	191,028	317,715
負債純資産合計	1,814,094	2,321,072

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成27年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	953,941
売掛金	50,035
有価証券	300,000
商品及び製品	24,124
前払費用	21,326
繰延税金資産	2,744
未収入金	990,537
その他	8,644
貸倒引当金	4,532
流動資産合計	2,346,823
固定資産	
有形固定資産	6,860
無形固定資産	255,946
投資その他の資産	21,017
固定資産合計	283,824
資産合計	2,630,647
負債の部	
流動負債	
買掛金	31,587
未払金	1,045,402
未払法人税等	32,892
預り金	1,092,203
その他	39,076
流動負債合計	2,241,162
負債合計	2,241,162
純資産の部	
株主資本	
資本金	162,372
資本剰余金	147,372
利益剰余金	79,740
株主資本合計	389,485
純資産合計	389,485
負債純資産合計	2,630,647

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	804,371	1,941,529
売上原価	391,119	906,542
売上総利益	413,252	1,034,986
販売費及び一般管理費	¹ 346,280	¹ 831,741
営業利益	66,971	203,244
営業外収益		
受取利息	70	153
有価証券利息	395	509
その他	0	3
営業外収益合計	466	666
経常利益	67,438	203,911
特別損失		
固定資産除却損		² 121
特別損失合計		121
税引前当期純利益	67,438	203,790
法人税、住民税及び事業税	8,233	80,619
法人税等調整額	6,295	3,514
法人税等合計	1,938	77,104
当期純利益	65,499	126,686

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	50,061	14.6	110,366	14.4
経費		291,947	85.4	655,159	85.6
その他売上原価合計		342,008	100.0	765,526	100.0
期末仕掛品たな卸高		-		583	
合計		342,008		764,943	
商品期首たな卸高		13,284		17,652	
当期商品仕入高		124,700		315,372	
商品評価損		-		514	
合計		479,994		1,098,481	
商品期末たな卸高		17,652		24,455	
他勘定振替高	2	71,222		167,486	
当期売上原価		391,119		906,542	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	206,276	478,765
減価償却費	65,733	134,112
通信費	11,679	22,915

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	71,222	167,486
計	71,222	167,486

(原価計算の方法)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
売上高	603,660
売上原価	251,285
売上総利益	352,374
販売費及び一般管理費	243,146
営業利益	109,228
営業外収益	
受取利息	224
営業外収益合計	224
経常利益	109,453
税引前四半期純利益	109,453
法人税、住民税及び事業税	31,988
法人税等調整額	5,695
法人税等合計	37,683
四半期純利益	71,770

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	162,372	147,372	147,372
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計			
当期末残高	162,372	147,372	147,372

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	184,215	184,215	125,529	125,529
当期変動額				
当期純利益	65,499	65,499	65,499	65,499
当期変動額合計	65,499	65,499	65,499	65,499
当期末残高	118,716	118,716	191,028	191,028

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	162,372	147,372	147,372
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計			
当期末残高	162,372	147,372	147,372

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	118,716	118,716	191,028	191,028
当期変動額				
当期純利益	126,686	126,686	126,686	126,686
当期変動額合計	126,686	126,686	126,686	126,686
当期末残高	7,970	7,970	317,715	317,715

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	67,438	203,790
減価償却費	65,827	134,375
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,628	1,487
受取利息及び受取配当金	465	663
固定資産除却損		121
売上債権の増減額（は増加）	4,611	19,157
たな卸資産の増減額（は増加）	4,368	6,871
仕入債務の増減額（は減少）	3,497	3,788
未収入金の増減額（は増加）	89,858	159,477
前渡金の増減額（は増加）	3,501	3,315
前払費用の増減額（は増加）	1,590	1,960
未払金の増減額（は減少）	6,938	178,996
未払費用の増減額（は減少）	576	1,177
未払消費税等の増減額（は減少）	6,501	18,629
預り金の増減額（は減少）	15,057	102,031
その他	1,939	12,430
小計	20,038	475,933
利息及び配当金の受取額	465	663
法人税等の支払額	7,168	15,761
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,336	460,835
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		2,354
無形固定資産の取得による支出	71,222	170,486
その他		954
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,222	173,794
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	57,885	287,040
現金及び現金同等物の期首残高	886,522	828,637
現金及び現金同等物の期末残高	1 828,637	1 1,115,678

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
役員報酬	18,000千円	46,531千円
給与	91,310 "	185,496 "
販売手数料	26,876 "	76,547 "
支払手数料	18,859 "	59,045 "
広告宣伝費	88,361 "	230,713 "
決済手数料	59,580 "	149,803 "
減価償却費	93 "	262 "
貸倒引当金繰入額	1,739 "	4,677 "
おおよその割合		
販売費	79.1%	81.3%
一般管理費	20.9 "	18.7 "

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
工具、器具及び備品	-	121千円
計	-	121千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

- 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	153,419			153,419

- 2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

- 3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

- 4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	153,419			153,419

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	528,637千円	815,678千円
有価証券勘定(合同運用指定金銭信託)	300,000 "	300,000 "
現金及び現金同等物	828,637千円	1,115,678千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成25年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、預り金並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内に決済及び納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、取引先や顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、「CS クレーム&督促管理マニュアル」に従い、個別に把握し対応を行う体制としております。

その他有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、信用リスクが僅少である短期的な資金運用を目的として保有しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、経営管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを軽減しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注3)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	528,637	528,637	
(2) 売掛金	41,391	41,391	
(3) 未収入金	660,634		
貸倒引当金(注)1	1,577		
(4) 有価証券	659,056	659,056	
其他有価証券	300,000	300,000	
資産計	1,529,085	1,529,085	
(1) 買掛金	27,680	27,680	
(2) 未払金	748,870	748,870	
(3) 預り金	810,172	810,172	
(4) 未払法人税等	9,275	9,275	
(5) 未払消費税等	8,935	8,935	
負債計	1,604,932	1,604,932	

(注) 1. 未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

合同運用指定金銭信託であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金(2) 未払金、(3) 預り金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年12月31日
関係会社株式	1,200
敷金保証金	17,492

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含まれておりません。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	528,637			
売掛金	41,391			
未収入金	660,634			
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	300,000			
合計	1,530,662			

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、預り金並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内に決済及び納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、取引先や顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、「CS クレーム&督促管理マニュアル」に従い、個別に把握し対応を行う体制としております。

その他有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、信用リスクが僅少である短期的な資金運用を目的として保有しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経営管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを軽減しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注3)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	815,678	815,678	
(2) 受取手形	8,094	8,094	
(3) 売掛金	52,454	52,454	
(4) 未収入金	820,111		
貸倒引当金(注)1	1,954		
(5) 有価証券	818,157	818,157	
其他有価証券	300,000	300,000	
資産計	1,994,384	1,994,384	
(1) 買掛金	31,468	31,468	
(2) 未払金	927,866	927,866	
(3) 預り金	912,203	912,203	
(4) 未払法人税等	74,730	74,730	
(5) 未払消費税等	27,564	27,564	
負債計	1,973,834	1,973,834	

(注) 1. 未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形、(3)売掛金及び(4)未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券

合同運用指定金銭信託であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金及び(2)未払金、(3)預り金、(4)未払法人税等及び(5)未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年12月31日
関係会社株式	1,200
敷金保証金	18,446

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	815,678			
受取手形	8,094			
売掛金	52,454			
未収入金	820,111			
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	300,000			
合計	1,996,339			

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年12月31日)

1 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式			
債券			
その他	300,000	300,000	
小計	300,000	300,000	
合計	300,000	300,000	

当事業年度(平成26年12月31日)

1 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は1,200千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式			
債券			
その他	300,000	300,000	
小計	300,000	300,000	
合計	300,000	300,000	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上は行っておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年3月20日に普通株式1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成18年4月28日 臨時株主総会 第2回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社または当社子 会社従業員29名	当社または当社子 会社従業員10名
株式の種類及び付与数	普通株式123,500株	普通株式14,900株	普通株式3,400株
付与日	平成18年4月28日	平成18年4月28日	平成19年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付 されておりませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。
対象勤務期間	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成18年4月29 日～ 平成28年4月28日	平成20年4月29 日～ 平成28年4月28日	平成20年4月29 日～ 平成28年4月28日

決議年月日	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回新株予約権	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回の2新株予 約権	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回の3新株予 約権
付与対象者の区分及び人数	当社または当社子 会社従業員20名	当社従業員3名	当社従業員13名
株式の種類及び付与数	普通株式18,600株	普通株式700株	普通株式9,300株
付与日	平成19年10月30日	平成20年2月1日	平成20年7月18日
権利確定条件	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。
対象勤務期間	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成21年10月30 日～ 平成29年10月29日	平成21年10月30 日～ 平成29年10月29日	平成21年10月30 日～ 平成29年10月29日

決議年月日	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回新株予約権	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回の2新株予約権	平成21年9月30日 定時株主総会 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名	当社または当社子会社従業員36名	当社または当社子会社従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式400株	普通株式12,260株	普通株式2,900株
付与日	平成21年1月23日	平成21年7月24日	平成22年1月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年10月1日～ 平成30年9月30日	平成22年10月1日～ 平成30年9月30日	平成23年10月1日～ 平成31年9月30日

決議年月日	平成21年9月30日 定時株主総会 第6回の2新株予約権	平成22年9月30日 定時株主総会 第7回新株予約権	平成22年9月30日 定時株主総会 第7回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員35名	当社従業員4名	当社従業員36名
株式の種類及び付与数	普通株式7,000株	普通株式2,500株	普通株式7,780株
付与日	平成22年7月24日	平成23年1月28日	平成23年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年10月1日～ 平成31年9月30日	平成24年10月1日～ 平成32年9月30日	平成24年10月1日～ 平成32年9月30日

決議年月日	平成23年9月30日 定時株主総会 第8回新株予約権	平成23年9月30日 定時株主総会 第8回の2新株予約権	平成24年9月28日 定時株主総会 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名	当社従業員6名	当社監査役1名、当社従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式1,900株	普通株式2,500株	普通株式4,900株
付与日	平成24年1月27日	平成24年7月20日	平成25年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日～ 平成33年9月30日	平成25年10月1日～ 平成33年9月30日	平成26年10月1日～ 平成34年9月30日

決議年月日	平成25年9月30日 定時株主総会 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員39名
株式の種類及び付与数	普通株式29,520株
付与日	平成25年12月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年12月27日～ 平成35年9月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	平成18年4月28日 臨時株主総会 第2回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回の2新株予約 権
権利確定前			
前事業年度末(株)		14,900	3,400
付与(株)			
失効(株)		5,500	3,100
権利確定(株)			
未確定残(株)		9,400	300
権利確定後			
前事業年度末(株)	100,500		
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	25,000		
未行使残(株)	75,500		

決議年月日	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回新株予約権	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回の2新株予約 権	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回の3新株予約 権
権利確定前			
前事業年度末(株)	18,600	700	9,300
付与(株)			
失効(株)	11,400	700	9,300
権利確定(株)			
未確定残(株)	7,200		
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

決議年月日	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回新株予約権	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回の2新株予約 権	平成21年9月30日 定時株主総会 第6回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	400	12,260	2,900
付与(株)			
失効(株)	400	11,860	2,900
権利確定(株)			
未確定残(株)		400	
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

決議年月日	平成21年9月30日 定時株主総会 第6回の2新株予約 権	平成22年9月30日 定時株主総会 第7回新株予約権	平成22年9月30日 定時株主総会 第7回の2新株予約 権
権利確定前			
前事業年度末(株)	7,000	2,500	7,780
付与(株)			
失効(株)	7,000	2,500	7,780
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

決議年月日	平成23年9月30日 定時株主総会 第8回新株予約権	平成23年9月30日 定時株主総会 第8回の2新株予約 権	平成24年9月28日 定時株主総会 第9回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	1,900	2,500	4,900
付与(株)			
失効(株)	1,900	2,500	1,900
権利確定(株)			
未確定残(株)			3,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

決議年月日	平成25年9月30日 定時株主総会 第10回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末(株)	29,520
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	29,520
権利確定後	
前事業年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

決議年月日	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日
	臨時株主総会	臨時株主総会	臨時株主総会
	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 3 回の 2 新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成19年10月29日	平成19年10月29日	平成19年10月29日
	臨時株主総会	臨時株主総会	臨時株主総会
	第 4 回新株予約権	第 4 回の 2 新株予約権	第 4 回の 3 新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成20年 9月30日	平成20年 9月30日	平成21年 9月30日
	定時株主総会	定時株主総会	定時株主総会
	第 5 回新株予約権	第 5 回の 2 新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成21年 9月30日	平成22年 9月30日	平成22年 9月30日
	定時株主総会	定時株主総会	定時株主総会
	第 6 回の 2 新株予約権	第 7 回新株予約権	第 7 回の 2 新株予約権
権利行使価格(円)	200	500	500
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成23年9月30日	平成23年9月30日	平成24年9月28日
	定時株主総会	定時株主総会	定時株主総会
	第8回新株予約権	第8回の2新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	500	500	500
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

決議年月日	平成25年9月30日
	定時株主総会
	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	500
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値は類似業種批准方式と純資産方式との併用または直近売買事例により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

27,840,000円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項ありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、Stock・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年3月20日に普通株式1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) Stock・オプションの内容

決議年月日	平成18年4月28日 臨時株主総会 第2回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社または当社子 会社従業員29名	当社または当社子 会社従業員10名
株式の種類及び付与数	普通株式123,500株	普通株式14,900株	普通株式3,400株
付与日	平成18年4月28日	平成18年4月28日	平成19年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。
対象勤務期間	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成18年4月29 日～ 平成28年4月28日	平成20年4月29 日～ 平成28年4月28日	平成20年4月29 日～ 平成28年4月28日

決議年月日	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回新株予約権	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回の2新株予 約権	平成24年9月28日 定時株主総会 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社または当社子 会社従業員20名	当社または当社子 会社従業員36名	当社監査役1名、当 社従業員5名
株式の種類及び付与数	普通株式18,600株	普通株式12,260株	普通株式4,900株
付与日	平成19年10月30日	平成21年7月24日	平成25年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。	権利確定条件は付 されてありませ ん。
対象勤務期間	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。	期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成21年10月30 日～平成29年10月 29日	平成22年10月1 日～平成30年9月 30日	平成26年10月1 日～平成34年9月 30日

決議年月日	平成25年9月30日 定時株主総会 第10回新株予約権	平成26年3月28日 定時株主総会 第11回新株予約権	平成26年3月28日 定時株主総会 第11回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員39名	当社取締役3名	当社及び当社子会社役員22名
株式の種類及び付与数	普通株式29,520株	普通株式75,500株	普通株式109,500株
付与日	平成25年12月27日	平成26年3月29日	平成26年8月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年12月27日～平成35年9月30日	平成28年3月29日～平成36年3月28日	平成28年8月16日～平成36年3月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	平成18年4月28日 臨時株主総会 第2回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成18年4月28日 臨時株主総会 第3回の2新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)		9,400	300
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)		9,400	300
権利確定後			
前事業年度末(株)	75,500		
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	75,500		
未行使残(株)			

決議年月日	平成19年10月29日 臨時株主総会 第4回新株予約権	平成20年9月30日 定時株主総会 第5回の2新株予約 権	平成24年9月28日 定時株主総会 第9回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	7,200	400	3,000
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)	7,200	400	3,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

決議年月日	平成25年9月30日 定時株主総会 第10回新株予約権	平成26年3月28日 定時株主総会 第11回新株予約権	平成26年3月28日 定時株主総会 第11回の2 新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	29,520		
付与(株)		75,500	109,500
失効(株)	890		
権利確定(株)			
未確定残(株)	28,630	75,500	109,500
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

単価情報

決議年月日	平成18年4月28日	平成18年4月28日	平成18年4月28日
	臨時株主総会	臨時株主総会	臨時株主総会
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回の2 新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成19年10月29日	平成20年9月30日	平成24年9月28日
	臨時株主総会	定時株主総会	定時株主総会
	第4回新株予約権	第5回の2 新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	200	200	500
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

決議年月日	平成25年9月30日	平成26年3月28日	平成26年3月28日
	定時株主総会	定時株主総会	定時株主総会
	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第11回の2 新株予約権
権利行使価格(円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)			
付与日における公 正な評価単価(円)			

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値は類似業種批准方式と純資産方式との併用または直近売買事例により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び
当事業年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

145,548,000円

(2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成25年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	50,798千円
一括償却資産償却超過額	111 "
繰延資産償却超過額	422 "
貸倒引当金	710 "
未払事業税	962 "
繰延税金資産小計	53,004千円
評価性引当額	46,709 "
繰延税金資産合計	6,295千円
繰延税金資産純額	6,295千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22
住民税均等割	0.39
評価性引当額の増減	35.63
その他	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.87

当事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	48,469千円
一括償却資産償却超過額	208 "
繰延資産償却超過額	56 "
貸倒引当金	1,705 "
商品評価損	183 "
未払事業税	5,560 "
繰延税金資産小計	56,183千円
評価性引当額	46,374 "
繰延税金資産合計	9,809千円
繰延税金資産純額	9,809千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が652千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が652千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

当社の事業セグメントは、雑誌販売支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社の事業セグメントは、雑誌販売支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社大阪屋	191,115	雑誌販売支援事業

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社大阪屋	487,338	雑誌販売支援事業

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	124.51円	207.09円
1株当たり当期純利益金額	42.69円	82.58円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	65,499	126,686
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	65,499	126,686
普通株式の期中平均株式数(株)	1,534,190	1,534,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数)12,532個	新株予約権8種類(新株予約権の数)23,393個

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	191,028	317,715
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	191,028	317,715
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,534,190	1,534,190

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)

(株式分割)

当社は、平成27年 2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成27年 3月20日付で次のように株式分割を行っております。

1. 目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図るために株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、平成27年 3月20日開催の定時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

2. 株式分割の割合及び時期：平成27年 3月20日付をもって同日午前零時現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数 普通株式1,380,771株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(新株予約権の発行)

当社は平成27年 3月20日開催の取締役会において、下記のとおり新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 付与日 | 平成27年 3月20日 |
| 2. 新株予約権の数(個) | 300個 |
| 3. 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の数 | 300個 |
| 5. 新株予約権行使時の払込金額 | 1株当たり1,100円 |
| 6. 新株予約権の行使期間 | 平成29年 3月21日から平成37年 3月20日 |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.6%から回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)
減価償却費	34,267千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、雑誌販売支援事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	46円78銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	71,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	71,770
普通株式の期中平均株式数(株)	1,534,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第12回新株予約権 なお、当該新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の

期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成26年12月31日現在）

【有価証券明細表】

【その他】

銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
Regista (野村信託銀行金銭信託)	300,000	300,000
計	300,000	300,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,277			4,277	3,615	119	662
工具、器具及び備品	31,918	2,354	6,510	27,761	23,810	2,345	3,951
有形固定資産計	36,196	2,354	6,510	32,039	27,425	2,465	4,613
無形固定資産							
ソフトウェア	426,913	170,486		597,399	351,176	131,909	246,223
無形固定資産計	426,913	170,486		597,399	351,176	131,909	246,223

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	出版社サービス	44,531千円
	雑誌ライブラリサービス	33,253千円
	受注サービス	31,200千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,198	4,685		3,198	4,685

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	815,678
合計	815,678

受取手形

相手先内訳

相手先	金額(千円)
(株)電通	8,094
合計	8,094

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成27年1月満期	8,094
合計	8,094

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)リクルートホールディングス	9,945
(株)インターナショナルラグジュアリーメディア	5,031
(株)誠文堂新光社	3,994
(株)ギフト	3,672
(株)NHK出版	2,088
その他205社	27,721
合計	52,454

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
41,391	424,259	413,195	52,454	88.73	40.37

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
雑誌	23,940
合計	23,940

仕掛品

区分	金額(千円)
電子化費	583
合計	583

未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱UFJニコス(株)	196,246
(株)ジェーシービー	111,844
ウェルネット(株)	54,758
ユーシーカード(株)	30,290
(株)アプラス	29,709
その他	397,262
合計	820,111

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)NHK出版	15,217
(株)大阪屋	9,100
(株)講談社	5,209
(株)KADOKAWA	1,441
Reader's Digest Asia	499
合計	31,468

未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)大阪屋	130,156
(株)ニューブック	33,861
(株)ハースト婦人画報社	23,515
(株)インターナショナルラグジュアリーメディア	20,070
(株)メディカ出版	18,302
その他	701,960
合計	927,866

預り金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
個人顧客	908,872
厚生年金保険料	2,104
健康保険料	1,226
合計	912,203

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載URL http://www.fujisan.co.jp/ir/info/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年1月29日				西野伸一郎	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	1,500	3,000,000 (2,000) (注)5	新株予約権の権利行使
平成25年5月24日	赤羽弘明	東京都大田区	当社の元取締役	西川潔	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	800	4,000,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月30日	相内遍理	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	合同会社581 Wilcox Ave. 代表取締役 西野伸一郎	東京都港区元麻布三丁目2番19号	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)	440	2,200,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月30日	相内遍理	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	高野剛	神奈川県横浜市港北区	当社従業員	400	2,000,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月30日	相内遍理	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	岡村保男	東京都江戸川区	当社従業員	160	800,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月30日	相内遍理	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	神谷アントニオ	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の大株主10名、当社の取締役)	100	500,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月30日	相内遍理	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	佐藤鉄平	東京都新宿区	当社従業員	100	500,000 (5,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年1月30日	ユナイテッド株式会社代表取締役 藤澤陽三	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社581 Wilcox Ave. 代表取締役 西野伸一郎	東京都港区元麻布三丁目2番19号	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)	2,130	21,430,000 (11,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年1月30日	ユナイテッド株式会社代表取締役 藤澤陽三	東京都渋谷区一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ベンチャーユナイテッド株式会社代表取締役 藤澤陽三	東京都渋谷区一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,800	85,800,000 (11,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年2月13日	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役社長兼CEO 増田宗昭	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	カルチュア・エンタテインメント株式会社代表取締役 中西一雄	東京都渋谷区南平台町16番17号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	49,142		会社分割による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 純資産価額、直近売買事例等を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。
5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記移動株数及び価格(単価)は分割前の移動株数及び価格(単価)を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年7月26日	平成25年12月27日	平成26年3月29日	平成26年8月29日	平成27年3月20日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数(株)	490(注)5	2,952(注)6	7,550	10,950(注)7	300
発行価格(円)	5,000(注)3	5,000(注)3	5,000(注)3	5,000(注)3	1,110(注)3
資本組入額 (円)	2,500	2,500	2,500	2,500	550
発行価額の総額 (円)	2,450,000	14,760,000	37,750,000	54,750,000	333,000
資本組入額の総額 (円)	1,225,000	7,380,000	18,875,000	27,375,000	166,500
発行方法	平成24年9月28日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成25年9月30日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年3月28日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年3月28日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年3月20日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格及び直近売買事例等を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき5,000円	1株につき5,000円
行使期間	平成26年10月1日から 平成34年9月30日まで	平成27年12月27日から 平成35年9月30日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき5,000円	1株につき5,000円
行使期間	平成28年3月29日から 平成36年3月28日まで	平成28年8月16日から 平成36年3月28日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,100円
行使期間	平成29年3月21日から 平成37年3月20日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。

5. 放棄により、従業員 5 名、190株分の権利が喪失しております。
6. 退職により、従業員 3 名、99株分の権利が喪失しております。
7. 退職により、従業員 2 名、50株分の権利が喪失しております。
8. 平成27年 2 月13日開催の取締役会決議により、平成27年 3 月20日付で普通株式 1 株を10株に株式分割しております。上記新株予約権 から新株予約権 までは、発行数、発行価格、資本組入額について、分割前で記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西川 潔	東京都目黒区	会社役員	300	1,500,000 (5,000)	特別利害関係者 等（当社監査 役、大株主上位 10名）

(注) 1. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岡村 保男	東京都江戸川区	会社員	360	1,800,000 (5,000)	当社従業員
佐藤 鉄平	東京都新宿区	会社員	300	1,500,000 (5,000)	当社従業員
森澤 練平	神奈川県川崎市麻生区	会社員	211	1,055,000 (5,000)	当社従業員
佐久間 勝広	埼玉県蕨市	会社員	159	795,000 (5,000)	当社従業員
鹿野 鉄平	東京都豊島区	会社員	150	750,000 (5,000)	当社従業員
篠塚 利之	東京都国立市	会社員	127	635,000 (5,000)	当社従業員
上野 和彦	東京都豊島区	会社員	118	59,000 (5,000)	当社従業員
大根田 雄一	東京都杉並区	会社員	116	580,000 (5,000)	当社従業員
三島 佳隆	埼玉県蕨市	会社員	100	500,000 (5,000)	当社従業員
戸谷 忠史	埼玉県さいたま市緑区	会社員	90	450,000 (5,000)	当社従業員
屋代 誠	東京都板橋区	会社員	84	420,000 (5,000)	当社従業員
中西 一幸	東京都稲城市	会社員	74	370,000 (5,000)	当社従業員
藤部 良	東京都世田谷区	会社員	61	305,000 (5,000)	当社従業員
埜 優也	東京都新宿区	会社員	60	300,000 (5,000)	当社従業員
野田 史織	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	53	265,000 (5,000)	当社従業員
山崎 紘平	東京都世田谷区	会社員	53	265,000 (5,000)	当社従業員
藤生 尚代	東京都世田谷区	会社員	51	255,000 (5,000)	当社従業員
高橋 京子	東京都練馬区	会社員	50	250,000 (5,000)	当社従業員
小笠原 章裕	東京都世田谷区	会社員	50	250,000 (5,000)	当社従業員
武井 成徳	東京都稲城市	会社員	50	250,000 (5,000)	当社従業員
林 奈緒子	東京都八王子市	会社員	47	235,000 (5,000)	当社従業員
柴田 健	東京都葛飾区	会社員	40	200,000 (5,000)	当社従業員
田中 郁江	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	40	200,000 (5,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木 康正	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	39	195,000 (5,000)	当社従業員
清田 佳代	埼玉県上尾市	会社員	39	195,000 (5,000)	当社従業員
鈴木 恵理子	千葉県香取郡東庄町	会社員	39	195,000 (5,000)	当社従業員
堀 秀一郎	千葉県船橋市	会社員	39	195,000 (5,000)	当社従業員
辻 隆太郎	埼玉県川口市	会社員	39	195,000 (5,000)	当社従業員
相川 久美子	千葉県船橋市	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
影山 泳	東京都杉並区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
平出 有希	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
芝 洋平	東京都中野区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
笠原 真一	東京都目黒区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
原 祐子	東京都大田区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
伊藤 美雪	東京都大田区	会社員	24	120,000 (5,000)	当社従業員
木下 恵治	東京都江戸川区	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員

- (注) 1. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
神谷 アントニオ	東京都世田谷区	会社役員	4,050	20,250,000 (5,000)	特別利害関係者等(当社取締役、大株主10名)
相内 遍理	東京都目黒区	会社役員	2,500	12,500,000 (5,000)	特別利害関係者等(当社取締役、大株主10名)
西野 伸一郎	東京都渋谷区	会社役員	1,000	5,000,000 (5,000)	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主10名)

- (注) 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西野 伸一郎	東京都渋谷区	会社役員	7,000	35,000,000 (5,000)	特別利害関係者 等（当社代表取 締役社長、大株 主10名）
高野 剛	神奈川県横浜市港北区	会社員	1,670	8,350,000 (5,000)	当社従業員
神谷 アントニオ	東京都世田谷区	会社役員	890	4,450,000 (5,000)	特別利害関係者 等（当社取締 役、大株主上位 10名）
佐藤 鉄平	東京都新宿区	会社役員	550	2,750,000 (5,000)	特別利害関係者 等（当社取締 役）
篠塚 利之	東京都国立市	会社員	200	1,000,000 (5,000)	当社従業員
戸谷 忠史	埼玉県さいたま市緑区	会社員	200	1,000,000 (5,000)	当社従業員
佐久間 勝広	埼玉県蕨市	会社員	70	350,000 (5,000)	当社従業員
鹿野 鉄平	東京都豊島区	会社員	70	350,000 (5,000)	当社従業員
中村 豊	東京都杉並区	会社員	50	250,000 (5,000)	当社従業員
森澤 練平	神奈川県川崎市麻生区	会社員	40	200,000 (5,000)	当社従業員
中村 義夫	千葉県鎌ヶ谷市	会社役員	30	150,000 (5,000)	特別利害関係者 等（当社監査 役）
渡辺 有香	埼玉県戸田市	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
山崎 紘平	東京都世田谷区	会社員	30	150,000 (5,000)	当社従業員
塚原 和樹	千葉県市川市	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
山本 侑司	千葉県船橋市	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
野口 優	東京都大田区	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
千頭 正和	東京都新宿区	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
伊藤 貫太	神奈川県大和市	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
清宮 優香	東京都豊島区	会社員	10	50,000 (5,000)	当社従業員
鈴木 由佳	Berkeley, CA 94704、 USA	会社員	10	50,000 (5,000)	当社子会社の従 業員

- (注) 1. 佐藤鉄平氏は、平成26年3月28日付の第12回定時株主総会において取締役に選任されております。
2. 平成27年2月13日開催の取締役会決議により、平成27年3月20日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
早山 佳余	神奈川県横浜市青葉区	会社員	100	110,000 (1,100)	当社従業員
山崎 洋史	東京都八王子市	会社員	100	110,000 (1,100)	当社従業員
河崎 大悟	東京都豊島区	会社員	100	110,000 (1,100)	当社従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
カルチュア・エンタテインメント株式会社(注)1	東京都渋谷区南平台町16番17号	491,420	27.80
西野 伸一郎(注)1,2	東京都渋谷区	489,500 (80,000)	27.69 (4.53)
トランス・コスモス株式会社(注)1	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	251,300	14.22
ユナイテッド株式会社(注)1	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	152,000	8.60
ベンチャーユナイテッド株式会社(注)1	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	78,000	4.41
神谷アントニオ(注)1,3	東京都世田谷区	69,200 (49,400)	3.91 (2.79)
Fujisan.com, Inc.(注)1	Addison Street, Suite 303 Berkeley CA 94704 USA	50,000	2.83
相内 遍理(注)1,3	東京都大田区	35,370 (25,000)	2.00 (1.41)
高野 剛(注)4	神奈川県横浜市港北区	32,200 (23,700)	1.82 (1.34)
合同会社581Wilcox Ave.(注)1,5	東京都港区元麻布三丁目2番19号	25,700	1.45
山田 進太郎(注)1	東京都港区	12,000	0.68
西川 潔(注)3	東京都目黒区	11,000 (3,000)	0.62 (0.17)
佐藤 鉄平(注)3	東京都新宿区	9,500 (8,500)	0.54 (0.48)
美澤 臣一	東京都渋谷区	8,000	0.45
岡村 保男(注)4	東京都江戸川区	7,200 (3,600)	0.41 (0.20)
株式会社大阪屋	大阪府東大阪市稲田上町一丁目17番20号	5,000	0.28
戸谷 忠史(注)4	埼玉県さいたま市緑区	3,900 (3,900)	0.22 (0.22)
篠塚 利之(注)4	東京都国立市	3,270 (3,270)	0.18 (0.18)
森澤 練平(注)4	神奈川県川崎市麻生区	2,610 (2,610)	0.15 (0.15)
柴田 健(注)4	東京都葛飾区	2,400 (2,400)	0.14 (0.14)
佐久間 勝広(注)4	埼玉県蕨市	2,290 (2,290)	0.13 (0.13)
鹿野 鉄平(注)4	東京都豊島区	2,200 (2,200)	0.12 (0.12)
鈴木 康正(注)4	神奈川県茅ヶ崎市	1,390 (1,390)	0.08 (0.08)
上野 和彦(注)4	東京都豊島区	1,180 (1,180)	0.07 (0.07)
大根田 雄一(注)6	アメリカ合衆国カリフォルニア州カリフォルニア市	1,160 (1,160)	0.07 (0.07)
屋代 誠(注)4	東京都板橋区	1,140 (1,140)	0.06 (0.06)
山崎 紘平(注)4	東京都世田谷区	1,130 (1,130)	0.06 (0.06)
高橋 京子(注)4	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
Kazuko Thomas(注)6	アメリカ合衆国カリフォルニア州カリフォルニア市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
三島 佳隆(注)4	埼玉県蕨市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
林 奈緒子(注)4	東京都八王子市	970 (970)	0.05 (0.05)
藤部 良(注)4	東京都世田谷区	910 (910)	0.05 (0.05)
野田 史織(注)4	神奈川県横浜市鶴見区	830 (830)	0.05 (0.05)
中西 一幸(注)4	東京都稲城市	740 (740)	0.04 (0.04)
埜 優也(注)4	東京都新宿区	600 (600)	0.03 (0.03)
伊藤 美雪(注)4	東京都大田区	540 (540)	0.03 (0.03)
藤生 尚代(注)4	東京都世田谷区	510 (510)	0.03 (0.03)
その他の株主35名(注)3、 4、6		9,660 (9,660)	0.55 (0.55)
計		1,767,820 (233,630)	100.00 (13.22)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10位）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社取締役、監査役）
4. 当社従業員
5. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社）
6. 当社子会社の従業員
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 住所については、各株主より株主名簿管理人への届出住所を記載しております。
10. 最近事業年度末において主要株主であったカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、ユナイテッド株式会社は、主要株主ではなくなりました。
11. カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の会社分割により、平成27年2月13日付でカルチュア・エンタテインメント株式会社が主要株主となりました。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社富士山マガジンサービス
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 裕士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士山マガジンサービスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士山マガジンサービスの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月20日付で株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社富士山マガジンサービス
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 裕士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士山マガジンサービスの平成25年7月1日から平成25年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士山マガジンサービスの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月25日

株式会社富士山マガジンサービス
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 裕士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士山マガジンサービスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富士山マガジンサービスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。